

# 市町村分別収集計画策定の手引き

## (八訂版)

平成28年4月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

企画課 リサイクル推進室

\* \* \* \* \* 目 次 \* \* \* \* \*

はじめに .....	1
<b>I 総論 .....</b>	<b>3</b>
1 計画策定の意義 .....	5
2 基本的事項 .....	6
3 計画期間 .....	7
4 市町村分別収集計画に策定する事項 .....	10
5 留意事項 .....	17
<b>II 各論 .....</b>	<b>28</b>
1 対象となる容器包装等について .....	29
2 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み .....	30
3 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 .....	33
4 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分 .....	35
5 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び第2条第6項に規定する主務省令に定める物の量の見込み .....	48
6 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 .....	54
7 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 .....	54
8 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 .....	60
<b>III 資料 .....</b>	<b>61</b>

## はじめに

経済発展に伴う大量生産及び大量消費は、国民の生活様式の多様化や利便性の向上に貢献した一方、廃棄物の排出量の増加による環境への負荷の増大や最終処分場のひっ迫等の深刻な社会問題を発生させた。近年、一般廃棄物の総排出量は約4,487万トン（平成25年度）と減少傾向にあり、リサイクル率については、増加傾向にあるものの、20.6%に止まっている。

持続可能な循環型社会の形成には、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）をはじめとする関係法令を円滑かつ的確に施行することにより、廃棄物の排出を抑制し、その上でリサイクルを推進していく必要があるが、とりわけ一般廃棄物の中で相当の割合を占め、生活に身近な容器包装廃棄物に関する3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組は極めて重要である。

平成7年に施行された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）は、平成12年の完全施行から15年が経過し、これまでの各主体による取組によって、一般廃棄物の総排出量や最終処分量の減量化に一定の成果をあげてきた。また、容器包装廃棄物の分別収集に取り組む市町村数、分別収集量及び再商品化量は制度施行当初から着実に増加しており、制度の浸透が図られつつあるが、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装については、分別収集・選別保管を実施する市町村数は近年横ばいとなっており、収集量の拡大や更なる一般廃棄物の最終処分量の削減のためには分別収集に未参加の市町村の参加を促進し、より一層容器包装リサイクル法における取組を推進する必要がある。

こうした中、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合（以下「合同会合」という。）では、平成25年9月から容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討を行い、「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）」を取りまとめ、平成28年4月4日（月）からパブリックコメントを実施しているところである。

本手引きは、上記を踏まえ、容器包装廃棄物の分別収集を実施する市町村が、容器包装リサイクル法第8条に基づく第8期（平成29～33年度分）の市町村分別収集計画を策定するに当たっての参考として、計画策定の考え方、策定の方法及び必要となる情報について整理したものである。本計画の策定により、今

後、より一層容器包装廃棄物の排出抑制の促進、容器包装廃棄物の収集量の拡大、分別収集・選別保管費用の低減、消費者の分別意識の向上と各主体との協働に努め、環境負荷の少ない地域社会の実現及び廃棄物資源の有効利用のため引き続き御尽力いただきたい。

平成28年4月  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
企画課 リサイクル推進室

# I 總論

## I. 総論

家庭ごみの発生量の増大や最終処分場の残余容量のひっ迫を背景として、従来の燃やして埋める処理から環境負荷が低減された循環型社会への転換が求められている。これを踏まえ、家庭ごみの容積比で約6割、重量比で約2～3割という大きな割合を占め、かつ、再生資源としての利用が可能な容器包装廃棄物に着目し、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という新しい役割分担の下にリサイクルを進めるシステムとして、平成7年6月に容器包装リサイクル法が制定された。また、平成18年6月に成立・公布した改正容器包装リサイクル法に基づき、リサイクルより優先されるべき発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を更に推進し、すべての関係者の協働を図り、社会全体のコストを低減することにより、容器包装廃棄物の3Rについて、一層の推進を図ることとされた。これらの取組により、一般廃棄物の総排出量や最終処分量の減量化、一般廃棄物のリサイクル率の向上、社会全体のコストの低減に一定の成果をあげてきたが、循環型社会の形成の必要性や資源の有限性を踏まえれば、より一層容器包装リサイクル制度における取組を推進していくことが必要である。

容器包装リサイクル法では、市町村は容器包装廃棄物の分別収集を実施するに当たっては、5年を一期とする市町村分別収集計画を策定することとされており、また、当該計画は3年ごとに見直すこととされている。現在の市町村分別収集計画は、平成26年度を初年度とする5カ年計画であることから、次期計画は、平成28年度に見直しを行い、平成29年度を始期とした5カ年計画を策定することとなる。

容器包装リサイクル法における「分別収集」とは、容器包装廃棄物を資源としてリサイクルするために、分別して収集し、必要に応じて分別、圧縮、梱包等を行う一連の過程をいう。その結果、一定の基準に適合するものであって、一定の基準に適合する施設に保管している分別基準適合物については、容器を製造、利用又は包装を用いる事業者である特定事業者に再商品化を義務付け、リサイクルが行われることになる。この分別収集を市町村が合理的かつ効率的に遂行していくためには、前もって綿密な計画を立てる必要があり、このうち、容器包装廃棄物の排出量の見込みや種類、施設整備に関する事項等、分別収集に関して基本的事項を定めたものが市町村分別収集計画である。

市町村分別収集計画をどのように定めるかは、容器包装リサイクル法第3条

の基本方針に即し、市町村にその裁量がゆだねられる。容器包装リサイクル法に基づく分別収集を実施するか否かを含め、対象となる容器包装廃棄物、開始時期等は市町村の判断によるものである。従って、分別収集を計画する場合には、家庭での分別排出から分別基準適合物となるまでの過程を想定し、対象となる容器包装廃棄物の区分、分別の方法（排出者と市町村の役割分担）、収集体制（直営、委託、集団回収、拠点回収との連携等の選択）、圧縮・保管等施設の設置主体（市町村単独、共同利用、民間活用等の選択）等について、すべての段階を一連のものとしてとらえることが必要となる。

本章では、容器包装リサイクル法に基づく市町村分別収集計画において定める事項を中心に、同計画の基本的な考え方について整理した。

## 1 計画策定の意義

市町村が容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物の分別収集を実施するに当たっては、市町村分別収集計画の策定が必要である（法第8条第1項）。この市町村分別収集計画に基づき、市町村が分別収集をして得られた容器包装廃棄物のうち、一定の基準に適合するものであって、一定の基準に適合する施設に保管しているものについては、容器包装リサイクル法に基づき、容器を製造、利用又は包装を用いる事業者である特定事業者により引き取られ、再商品化されることとなる。一方、市町村が市町村分別収集計画を定めた場合には、当該計画に従って容器包装廃棄物の分別収集を実施することとなる（法第10条第1項）。また、市町村は、分別収集を行う場合には、排出者が遵守すべき分別の基準を定めるとともに、排出者は、この基準に従って容器包装廃棄物を適正に分別して排出することが義務付けられる（法第10条第2項及び3項）。

再商品化を義務付けられた特定事業者が自己の再商品化義務量を算定するに当たっては、特定分別基準適合物ごとの分別収集計画量に特定事業者責任比率を乗ずることが基本となる。当該分別収集計画量は、基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して定められる市町村分別収集計画における特定分別基準適合物ごとの量を合算して得られる総量である。従って、再商品化しなければならない容器包装廃棄物の量を明らかにする上で最も基礎となる数値が市町村分別収集計画であると同時に、当該計画が容器包装リサイクルシステムを支えることとなる。

この他にも市町村分別収集計画には、当該市町村の区域内における排出抑制の促進の方策、分別収集実施者、施設整備等の分別収集の実施に関する

基本的事項及び目標が盛り込まれる。また、計画策定にあたっては、環境負荷の少ない地域社会の実現及び廃棄物資源の有効利用のため、容器包装廃棄物の収集量拡大、分別収集・選別保管費用の低減、消費者の分別意識の向上と各主体との協働といった観点を含め、検討することが求められる。容器包装リサイクル法の第8条第4項により、市町村は、市町村分別収集計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に提出しなければならないとされていることから、各市町村においては、市町村分別収集計画を公開することが望ましい。計画に示される分別収集計画の量や、その算定根拠、計画達成に向けた排出抑制の促進、分別収集のための方策等を、広く一般に公開することが、消費者及び事業者の協力を求める基礎となる。

## 2 基本的事項

### 2-1 用語の意味等

- ①「容器包装廃棄物」とは、商品の容器及び包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合も含む。）であって、当該商品が消費されたり、商品と分離された場合に不要となる物をいう。ここで「容器」とは商品を入れる「もの」であり、袋も容器に含まれる。「包装」とは商品を包む「もの」である。
- ②「分別収集」とは、容器包装廃棄物を分別して収集し、及びその収集した廃棄物を必要に応じて分別、圧縮その他環境省令で定める行為を行うことをいう。
- ③「分別基準適合物」とは、市町村が市町村分別収集計画に基づいて分別収集した容器包装廃棄物のうち、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が市町村の意見を聴いて指定する施設に保管されているもの（有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物を除く。）をいう。
- ④「特定分別基準適合物」とは、主務省令で定める容器包装の区分（以下「容器包装区分」という。）ごとに主務省令で定める分別基準適合物をいう。
- ⑤「容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物」とは、有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物をいう。全国的に有償又は無償で引き取られる物として、スチール製容器、アルミ製容器、飲料用紙製容器、段ボールが定めら

れている。これらの物については、特定事業者に再商品化の義務は生じないが、市町村分別収集計画上その計画量を記載することとしている。

## 2-2 対象市町村

すべての市町村が自らの判断によって市町村分別収集計画を策定することが可能である。

一般廃棄物の処理は市町村の自治事務であり、分別収集についても義務ではなく、その導入・実施は地域の実情を踏まえて判断されるものである。しかしながら、循環型社会の形成の推進が求められていることにかんがみ、できる限り多くの市町村において市町村分別収集計画を策定し、これに基づく分別収集が実施されることが望ましい。

特に、一般廃棄物の最終処分場の残余容量がひっ迫し、さらに新しい最終処分場の確保が困難であり、又は近い将来こうした状況となるおそれが高い市町村等においては、最終処分量の削減のため、容器包装廃棄物の分別収集に積極的に取り組むべきである。

なお、一部事務組合においても市町村分別収集計画を策定することは可能であるが、この場合には、当該組合は市町村と同等に扱われるため、分別収集の方法や対象品目、開始時期、使用施設等について、当該組合を構成する市町村において調整が図られる必要がある。

## 2-3 分別収集の対象

「容器包装廃棄物の分別収集に関する省令」（平成7年厚生省令第61号）第2条では、再商品化の促進を考慮して、分別の区分をスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他の3色に分別）、飲料用紙製容器、段ボール製容器、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」という。）のみを分別収集することも可能）と定めている。

## 3 計画期間

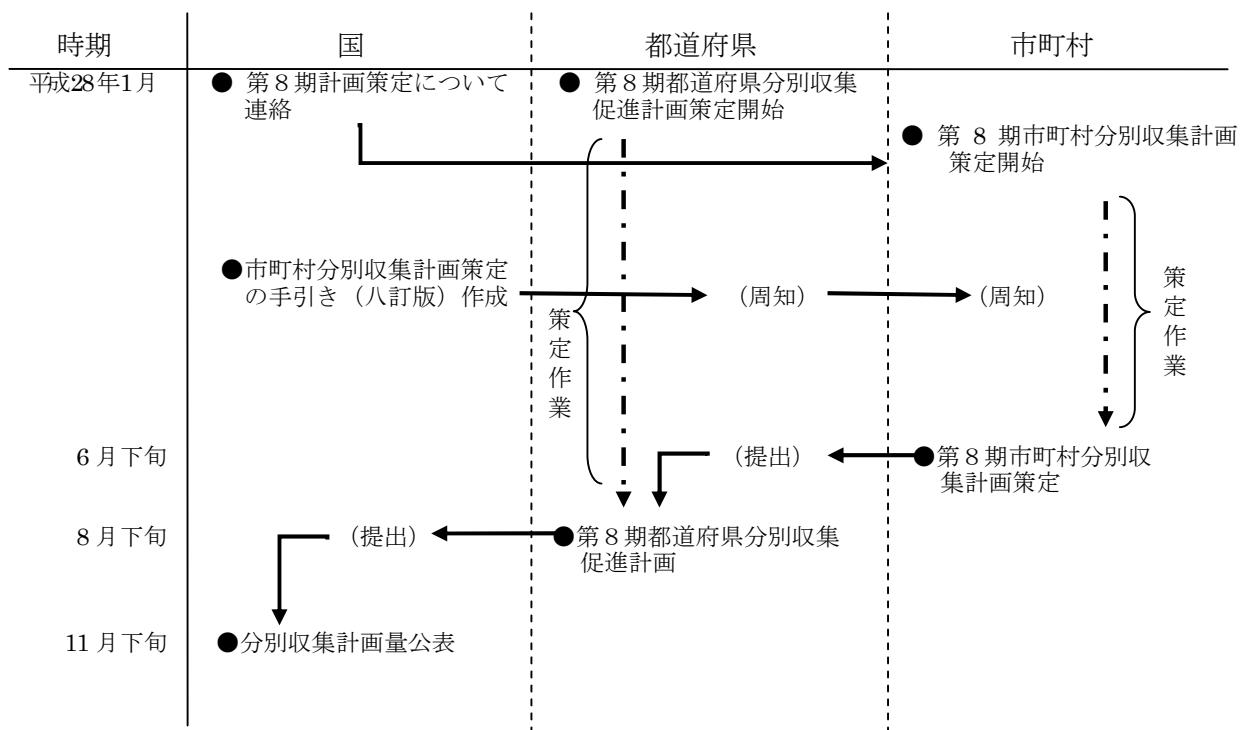
市町村分別収集計画の計画期間等については、容器包装廃棄物の分別収集に関する省令第3条に基づき定められており、今回の第8期の市町村分別収集計画の計画期間は、平成29年4月から平成34年3月までの5年間となる。また、当該計画は、容器包装リサイクル法第8条第1項に基づき3年ごとに見直され

こととなっており、次期見直しは平成31年度に行う予定である。

今回の平成29年4月を始期とする市町村分別収集計画は、図3－1のスケジュールに示すとおり、平成28年6月下旬を目途に策定し、都道府県知事に提出することが予定されており、都道府県ではこれをもとに平成28年8月下旬を目途に都道府県分別収集促進計画を策定することとなる。

計画の見直しにおける留意点として、市町村分別収集計画に基づく分別収集量の総量が、再商品化計画（再商品化能力）及び特定事業者の再商品化義務量を国が定める際の重要な基礎資料となっていることを十分に御認識いただき、計画策定時に容器包装リサイクル法への参加を決定できるよう、関係者間での調整を速やかに進めていただきたい。計画の見直しに当たっては、対象品目の拡大も含め、希望する年度から円滑に制度に参加できるよう適切に計画策定を行うよう留意願いたい。仮に今回の計画期間の初年度、平成29年度の4月当初から分別収集に取り組むことを予定している容器包装廃棄物がない場合であっても、計画期間である平成29年度から平成33年度まで（少なくとも次期計画の見直しで対象となる平成32年度以降より前の平成31年度まで）の間においてその予定がある場合については、今回の見直しに当たって、参加する年度以降の市町村分別収集計画を図3－1のスケジュールにより策定し、都道府県に提出いただきたい。

図3－1 市町村分別収集計画等の策定に関するスケジュール



## 4 市町村分別収集計画に策定する事項

### 4-1 策定すべき事項

容器包装リサイクル法第8条第2項において市町村分別収集計画に記載すべきものとして挙げられている事項及びその概要は、次のとおりであるが、これらの考え方の詳細については第II部で取り上げる。

この中で、とりわけ各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの分別収集計画量については、平成12年度から分別収集の対象となった紙製容器包装に関して、分別収集計画量に比べて分別収集の実績量が少ないという乖離が生じているため、分別収集計画量の精度を向上させるとともに、計画どおりの分別収集が実施される必要がある。このことは、容器包装リサイクル法に対する特定事業者からの信頼性の向上や再商品化事業者の安定的な運営にも関わる極めて重要な事項であることから、特定分別基準適合物ごとの分別収集計画量と分別収集の実績量とをできる限り整合させる必要がある。

#### 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

人口予測、一人当たりの一般廃棄物排出量、一般廃棄物に占める容器包装廃棄物の比率、集団回収量、拠点回収量等の現状及び見込みをもとに、容器包装廃棄物総体の排出量を推計する。

#### 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

排出者、事業者、再商品化事業者等の役割分担を明確にしつつ、容器包装廃棄物の排出抑制の促進のための相互の協力・連携の具体的方策について記述する。

#### 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別の基準、処理施設・分別収集機材の整備状況、排出者の協力の度合等を総合的に勘案して分別収集の対象とする容器包装廃棄物及びその収集段階での分別の区分を設定する。具体的には、スチール製容器包装、アルミ製容器包

装、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、飲料用紙製容器、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装について、何を対象とするか、収集段階ではどのように区分するかを設定する。

各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

過去の実績量や今後の人囗変動率、分別収集率等を用いて特定分別基準適合物の量及び有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物の量を推計する。具体的には、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、飲料用紙製容器、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装についての量を計上する。

なお、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物については、特定事業者から委託を受けた指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協」という。）への引渡見込量と、市町村が独自に処理を行う予定量とを分割して記載する。

容器包装リサイクル制度において、分別収集計画量と実績値との乖離が問題となる量は、容リ協への引渡見込量であり、特定事業者における再商品化義務量をより的確に算定するためには、市町村の分別収集計画量のうち、容リ協への引渡見込量及び市町村が独自に処理を行う予定量をそれぞれ明確にする必要がある。

分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別収集の区分ごとの実施者（市町村直営、委託業者、自治会等の市民団体）を具体的に記述する。

分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現有施設の種類、処理能力を記述するとともに、将来整備予定（整備時期、処理能力）について記述する。民間施設の活用を図るのであれば、その旨記述する。

その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

廃棄物減量等推進員制度の活用、集団回収を行っている住民団体への助成、普及啓発等分別収集の推進を図る上で必要と考えられる事項について記述する。

## 4-2 市町村分別収集計画の策定例

以下に市町村分別収集計画の策定例を示す。実際の策定に当たっては、各市町村において記載すべき事項を十分検討することが必要である。

### ○○市分別収集計画（例）

平成年 月 日

#### 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当市の最終処分場は残余容量が〇年分しかないにも係わらず、次の候補地の目処がたっていないという厳しい状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

#### 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会

## づくり

- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- .....
- .....

### 3 計画期間

本計画の計画期間は平成29年4月を始期とする5年間とし、平成31年度に見直す。

### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	t	t	t	t	t

### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、アンケート調査を行う等により市民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

また、当市廃棄物減量等推進審議会に容器包装部会を設置し、市民と事業者との対話や普及啓発活動を促進するとともに、廃棄物減量等推進員や容器包装廃棄物排出抑制推進員（3Rマイスター）を活用し、容器包装廃棄物の3Rを推進する。

#### ・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終

処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

- ・過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街等との地域協定や、優良店表彰制度等を導入するなど、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

- ・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

- ・リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、○○市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック

主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記） ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

## 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器		t		t		t		t		t
主としてアルミ製の容器		t		t		t		t		t
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
無色のガラス製容器	t		t		t		t		t	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
茶色のガラス製容器		t		t		t		t		t
	(引渡量)	(独自処理量)								
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
その他のガラス製容器		t		t		t		t		t
	(引渡量)	(独自処理量)								
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		t		t		t		t		t
主として段ボール製の容器		t		t		t		t		t
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		t		t		t		t		t
	(引渡量)	(独自処理量)								
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの		t		t		t		t		t
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		t		t		t		t		t
	(引渡量)	(独自処理量)								
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
(うち白色トレイ)		t		t		t		t		t
	(引渡量)	(独自処理量)								
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

(例) 特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

※直近年度（平成27年度）を含めた過去の分別基準適合物等の収集実績量についても、公表に備え別途整備することが必要である。

また、人口変動率は、○○再開発地区における約○○人の人口増を勘案し、次のとおり設定した。

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
人 (対前年度比) %	人 (対前年度比) %	人 (対前年度比) %	人 (対前年度比) %	人 (対前年度比) %

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

当面は、缶・ガラスびんについては、現在当市の××リサイクル施設で選別、圧縮・保管しているが、段ボール、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の分別収集の実施を見据え、平成×年を目途にリサイクルセンターを増設する。

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくとともに、市民と事業者との対話や普及啓発活動を促進するため、市民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。自主的な地域3R活動を推進してい

くため、廃棄物減量等推進員制度を導入し、各町内会に1人ずつ配置する。また、容器包装廃棄物排出抑制推進員（3Rマイスター）を活用し、地域の容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図る。

- ・自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付、優良団体の表彰、集積場所や分別収集機材の貸与などの支援を行う。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。
- ・容器包装リサイクル制度による温室効果ガスの削減等の環境負荷低減効果を算定し、その結果を公表する。
- ・分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。

## 5 留意事項

### 5-1 分別収集の段階的な取組

第8期の市町村分別収集計画の策定に当たって、容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分が、当初から10区分で実施することが困難である場合には、分別基準適合物の種類ごとに部分的・段階的に取り組んでも差し支えない。

また、分別収集の実施の開始年度は必ずしも平成29年度とする必要はないが、平成31年度までに容器包装リサイクル法に基づく分別収集を実施するには、3に示したとおり、第8期の市町村分別収集計画を平成28年6月下旬までに策定する必要がある。

### 5-2 保管場所について

市町村が市町村分別収集計画に基づいて分別収集した容器包装廃棄物のうち、分別基準に適合するもので主務大臣が指定する保管施設において保管されているものが分別基準適合物である。この場合の保管施設については容器包装リサイクル法施行規則第2条に設置の基準が定められている。主務大臣による保管施設の指定に当たっては、あらかじめ市町村に対して保管施設の設置位置

等に関する事前の調査を行い、その結果により、容器包装リサイクル法に基づく意見聴取が行われることになる。

なお、保管施設は容器包装廃棄物の種類ごとに設置することが可能であるが、1箇所ですべての種類を扱うこととしてもよい（ただし、分別基準適合物ごとに区分して保管されていることが必要である）。また、市町村が単独で保有する施設に限らず、他の市町村と共同で利用する施設や民間事業者が保有する施設であっても差し支えない。市町村合併に伴い保管施設を整理統合する必要がある場合は、設置基準に適合した効率の良い設置位置を事前に関係者の間で十分検討されたい。

また、期中の指定保管施設の変更は原則認めていないが、昨今、期中に指定保管施設を変更する市町村が見受けられる。このことは、ベール引き受けから再商品化事業者の入札を管理する指定法人や落札した再商品化事業者に想定外の負担を強いるものであり、基本方針に示された「指定法人への円滑な引渡し」を阻害し、社会的費用の増加要因となっている。市町村においては、極力、指定保管施設の期中の変更が発生しないよう留意されたい。なお、万が一、指定保管施設の期中の変更の必要性が発生した場合は、速やかに都道府県及び環境省に報告・相談の上、指定法人へ連絡する必要がある。

### 5-3 分別収集の方法

収集地点、収集頻度等については、現在の収集形態、今後の施設整備計画や収集に要する費用等を勘案し、効果的な方法を検討する必要がある。

また、必ずしもすべての品目を一度に収集する必要はなく、収集能力、中間処理能力等を踏まえて効率的な分別収集の方法を検討して行うこととする。

さらに、住民による集団回収や市町村から民間事業者に分別収集を委託している場合等についても、市町村分別収集計画に位置づけることが可能である。これにより、既存の収集システムの蓄積を活用しつつ、効果的に分別収集を進めることができる。集団回収、拠点回収等既存のシステムを活用するに当たっては、ボランティア団体等に対して必要な情報の提供を行うとともに、集団回収の取組に対する支援についても検討する必要がある。

### 5-4 有償又は無償で譲渡されるものの取扱い等

市町村が分別収集することにより有償で引き取られる容器包装廃棄物については、従来どおり市町村において個別に有償譲渡することは可能である。また、このような場合の取引形態については、引取先との協議によることとなる。

ガラスびんの分別収集を行う場合で、ビールびん、一升びんや清酒、焼酎のびん等洗浄し繰り返し再使用されるガラスびんを単独で分別収集したり、色選別等に先立ちこのようなびんの分別収集を行うことは、リユース容器の利用促進の観点からも推奨すべきことであり、活きびんとして回収することが可能な方法の検討と併せて積極的に取り組むべきである。

また、ボトル型の飲料容器については、中身を残さずに洗浄されて排出することが望ましく、アルミ製容器とスチール製容器のプルトップ及びキャップは、胴体と共に排出し、また、ペットボトルのキャップ及びラベルについては胴体とは別に「プラ」の分別区分に従って排出するよう住民への周知等に努められたい。

なお、容器包装リサイクル法第2条第6項の主務省令で指定された物については、市町村分別収集計画に計上しなくとも有償又は無償で譲渡できるが、分別収集の全体量を把握する観点から同計画に計上することが必要である。

関連して、スチール製容器、アルミ製容器、飲料用紙製容器及び段ボール製容器については、巻末に関連資料を掲載しているので、分別収集等の参考とされたい。

## 5-5 指定法人への円滑な引渡し

市町村は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針(平成18年12月財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第10号。以下「基本方針」という。)により、市町村により分別収集された使用済ペットボトル等の容器包装廃棄物については、指定法人等に円滑に引き渡すことが必要であるとされている。また、基本方針において、使用済ペットボトル等の分別基準適合物を市町村が指定法人以外の事業者に引き渡す場合にあっては、「分別収集された容器包装廃棄物が環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認することが必要である。同時に、市町村は、このような容器包装廃棄物の処理の状況等については、住民への情報提供に努めることが必要である。」としている。

環境省では、市町村の使用済ペットボトルの処理に関する調査を継続的に実施しており、平成26年度調査の結果においては、基本方針に反して、①指定法人に引き渡されない場合にあって、引き渡しの要件を設定していない市町村が24.3%、②指定法人以外の事業者による処理の実施状況等について、住民への情報提供を行っていない市町村が34.0%も確認された。

また、指定法人以外の事業者による処理を実施している市町村のうち、使用

済ペットボトルが海外に輸出されている可能性のある市町村は、再商品化後の行き先を把握していない市町村を含めると33.4%であった。

容器包装リサイクル法第8条第3項により、分別収集計画は基本方針に即して定めることとされ、同法第10条により分別収集計画に従って分別収集を行わなければならぬこととされているが、上記のような事態は改正容器包装リサイクル法の趣旨に反しているものと言わざるを得ず、市町村では基本方針に則して適切に対応されたい。

使用済ペットボトル等については、基本方針に則して指定法人等に円滑に引き渡すことが我が国の循環型社会の形成のために必要であり、指定法人以外の事業者に引き渡す場合にあっては、その事業者の適格性を厳格に審査すること、当該事業者が適正に再商品化等の処理を行っていることについての現場確認、その他の適切な方法による確認をするとともに、住民に対し正確な情報提供を行わなければならない。

また、都道府県及び政令指定都市に対し、特定有害廃棄物等輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「バーゼル法等」と総称する。）に基づく特定有害廃棄物等及び廃棄物（以下「廃棄物等」と総称する。）の不適正輸出の防止について、情報提供及び市町村等への指導をお願いしているところであるが、使用済ペットボトル等が国内事業者に売却され、当該事業者から海外に輸出される事例において、使用済ペットボトル等は、その状態等によっては廃棄物等に該当する場合がある。

このため、市町村が収集した使用済ペットボトル等を指定法人以外の国内事業者に売却後、当該事業者が使用済ペットボトル等を輸出しようとする場合は、当該市町村は、輸出しようとする使用済ペットボトル等が、再生利用するため分別、洗浄、裁断等により適正に調製された状態のものであるかの確認を行うとともに、確認の結果、残余物の混入が見られる等の場合には、輸出者に対しバーゼル法等上の手続きをとるよう、指導されたい。また、輸出しようとする使用済ペットボトル等が廃棄物等に該当するか否かについて判断が困難な場合は、積極的に環境省に相談されたい。

これらの点を踏まえ、第8期分別収集計画の見直しに当たっては、上記のような事情を十分勘案した上で、使用済ペットボトル等の容器包装廃棄物を円滑に指定法人に引き渡すよう引渡見込量を適切に算定し、計画に位置付けることが必要である。なお、平成20年6月以降、計4度にわたり基本方針の趣旨について各自治体に周知し、「廃ペットボトルの輸出等市町村における独自処理に関する実態調査」を定期的に実施しており、平成24年12月には基本方針の趣旨

を踏まえた対応を行う予定のない自治体名を公表したところである。今後、調査結果を環境省HPへ掲載するとともに、基本方針の趣旨を踏まえた対応を行っていない自治体については、自治体名の公表を含め、厳格に対応する予定である。

## 5-6 広域的な連携等

分別・圧縮施設やストックヤード等の施設の整備計画等に当たっては、効率性を考慮し、必要に応じて、近隣の市町村との連携・協力、広域的な分別収集の実施等について検討する必要がある。特に、人口の少ない市町村においては、分別収集に必要な施設の確保を単独で実施することが効率的ではない場合も考えられることから、輸送効率や経済性に留意しつつ、積極的に近隣市町村との広域的な処理体制について検討を行うことが必要である。また、民間等の施設の活用についても検討していただきたい。

さらに、中間処理を一部事務組合で行い、収集は構成市町村がそれぞれ行っている場合などでは、市町村分別収集計画の内容について相互に連携・調整を図ることが必要である。

## 5-7 一般廃棄物処理計画との整合

市町村における排出抑制の促進の方策、分別収集実施者、施設整備等の分別収集の実施に関する基本的事項及び目標、容器包装廃棄物の排出量の見込み等は、上位計画である一般廃棄物処理計画と整合するように、分別収集計画を策定することが必要である。

一方、特定分別基準適合物等の量の見込みについては、再商品化事業者の入札判断や施設能力増強などの事業判断の根拠として用いられることから、実績量と限りなく近づけて策定することが求められており、必ずしも一般廃棄物処理計画と整合させる必要はない。具体的には、分別収集計画策定時点の直近年度の引渡実績量など最新の情報を活用しつつ、精度の高い量を見込むことが重要である。

なお、容器包装リサイクル法第10条第2項及び第4項の規定に基づき容器包装廃棄物の排出者が遵守すべき分別の基準を定めた市町村は、その基準の周知に努められたい。廃棄物処理法に基づき手数料を徴収する場合には、分別排出された容器包装廃棄物については無料にして、それ以外の再資源化が困難な廃棄物等については手数料を従量制としたり、域内事業者への過剰包装抑制の要請をするなど、適正な分別排出が促進されるために必要な措置を検討されたい。

## 5-8 都道府県の支援

容器包装リサイクル法では、都道府県知事は、市町村分別収集計画の提出を受けたときは、市町村に対して助言その他必要な援助をすることができる旨規定されている（法第8条第5項）。また、都道府県は、市町村に対し、技術的な援助を与えることに努めなければならないとされている（法第6条第2項）。市町村においては、必要に応じて技術的援助及び情報提供等を受けることができるよう努めつつ、同計画の策定段階から近隣市町村のみならず、都道府県とも連携を密にしていくことが必要である。

## 5-9 事後確認の実施

分別収集計画は公表されることにより、地域における住民、事業者などの関係者による容器包装廃棄物の排出抑制、分別排出及び分別収集を推進するまでの基礎となる計画となる。また、容器包装リサイクル法の基本方針では、容器包装廃棄物の分別収集見込量が実績量に限りなく近づくよう努めなければならないとされている。このため、事後確認を実施し、適切に分別収集計画を策定することが必要となる。

過年度より分別収集を実施している特定分別基準適合物の見込量については、社会情勢や当該市町村の区域内における排出抑制の促進の方策や、分別収集実施者、施設整備等の分別収集の実施に関する基本的事項に大きな変化がなければ、直近年度の実績値を基に算定することで、大きな差は生じないと考えられる。

しかしながら、新たに分別収集を開始する容器包装廃棄物については、実績値がないため、実績値を基としない推計が必要である。また、ごみの有料化や、対象廃棄物の排出区分の変更等の方策を実施した場合には、分別収集量に影響を与えることが予想される。このような場合に、精度の高い分別収集見込量の算定方法を確立するために、市町村においては、毎年度、分別収集見込量と実績量との乖離の有無を確認し、記録することが必要である。また、乖離があった場合には、平成28年度の第8期計画への見直し時にこれらの記録を活用し、乖離の要因について検討を行うことが必要である。

## 5-10 分別収集計画の公表

地域住民等による容器包装廃棄物の排出の抑制に係る意識の向上や、分別排出を行う消費者及び3Rに配慮した容器包装の利用、製造等を行う事業者をは

じめとする各主体の連携協力による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図ることが必要であり、市町村は、市町村分別収集計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならないとされている（法第8条第4項）。

この公表に際しては、地域における容器包装廃棄物の排出の抑制及びその分別収集を一層促進するため、市町村分別収集計画の策定に当たって参考とした基礎的情報や、過去の市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物の排出の抑制のため実施した取組、分別収集された容器包装廃棄物の量の実績等も合わせて公表することが望ましい。

なお、分別収集計画の公表は、市町村ホームページにおける掲載や、公報や冊子の配布等、住民の目に触れる方法であれば、いずれの方法でもよい。

### 5-11 市民の分別意識の向上と各主体との協働の促進

容器包装リサイクル法の施行により、市民による分別排出の取組が進展し、国民の環境への関心や3Rに対する意識が醸成、向上したが、分別排出の徹底、排出抑制への取組などの国民一人一人の具体的な行動には十分つながっていない。合同会合においても、国民の行動を促すための消費者・自治体・事業者等が連携した普及啓発の取組等、各主体による協働が不十分である旨が指摘されており、地域における取組を推進するために市町村に求められる役割等についても検討を進めるべきとされたところである。市町村においては、市民の分別意識の向上と各主体との協働促進、情報共有の円滑化等を図るため、市民、事業者等を構成員とする協議会等を開催し、関係者が連携した地域における自主的な取組を促進されたい。その際、容器包装廃棄物の排出抑制のための活動に熱意と識見を有する容器包装廃棄物排出抑制推進員（3Rマイスター）を活用し、地域の人々も巻き込みながら、容器包装の3Rの取組を拡大することが効果的である。

### 5-12 プラスチック製容器包装の分別収集の在り方とその必要性

プラスチック製容器包装については、合同会合において、他の処理との比較において、手間や費用の負担等を理由に分別収集・選別保管をやめる自治体も出てきている現状を踏まえ、自治体の負担感軽減策を検討すべきである旨、指摘されている。持続可能な循環型社会の形成を推進するためには、循環基本法をはじめとする関係法令を円滑かつ的確に施行することにより、廃棄物の排出を抑制し、その上でリサイクルを推進していく必要があるが、とりわけ一般廃

棄物の中で相当の割合を占め、生活に身近な容器包装廃棄物に関する3Rの取組は極めて重要である。循環基本法の循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則（同法第7条）における優先順位で上位にある3Rの取組を推進すべく、分別収集を実施している市町村においては、引き続き分別収集を継続するとともに、分別収集を実施していない市町村においては、分別収集を実施するよう積極的に検討されたい。

なお、指定ごみ袋については、合同会合において、容器包装リサイクル制度の対象外ではあるが資源としての有効利用や市町村による選別の負担軽減の観点から、特定事業者の義務を超えた負担が拡大しないことを前提にベールとともに再商品化することも許容する運用について検討すべきとされており、今後、運用上の扱いを変更することによる影響や効果等に関する分析や実証研究を行う予定である。

### 5-13 最終処分量や温室効果ガスの削減

容器包装リサイクル法が施行されていなかった場合には焼却や最終処分によって処理されていたと考えられる容器包装廃棄物の多くが分別収集され、再商品化されることにより、一般廃棄物最終処分場の逼迫の緩和に一定の貢献をしたと考えられる。一般廃棄物の残余容量は、前回法改正時に133百万立方メートルであったものが、平成25年度には107百万立方メートルと、引き続き減少傾向にある。一方、一般廃棄物の最終処分量は、前回法改正時には7328千トンであったものが、平成25年度には4538千トンに減少し、最終処分場の残余年数は、前回法改正時14.8年であったものが、平成25年度には19.3年に増加した（図5-1）。

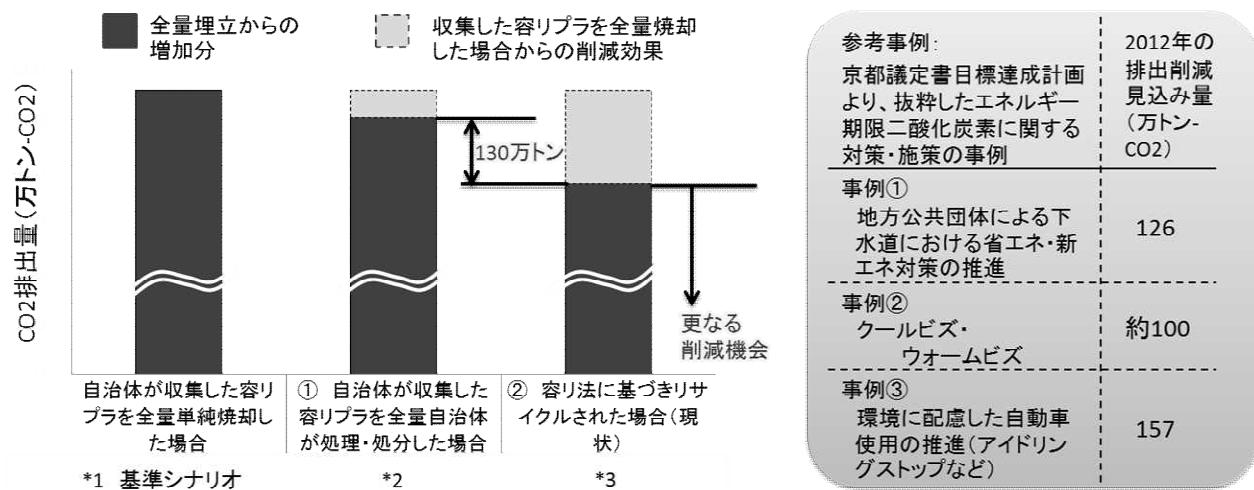
また、容器包装リサイクル制度に基づき、市町村が容器包装廃棄物を分別収集・選別保管し、再商品化につなげることで、容器包装廃棄物が再商品化されない場合に比べて、一定量の温室効果ガスの削減に寄与してきた。環境省の調べでは、その削減量は年間130万トンと推計（図5-2）され、分別収集参加市町村の拡大や、より効率的な分別排出、分別収集等により、更なる温室効果ガスの削減効果の積み増しのポテンシャルが期待される。プラスチック製容器包装の各再商品化手法における環境負荷低減の効果（図5-3）については、単純焼却した場合と再商品化した場合やごみ発電した場合等の二酸化炭素削減の効果等を比較したものであり、ごみ発電に比べて再商品化の方が二酸化炭素の削減効果が大きいことが明らかになっている。市町村においては分別収集計画策定の参考にされたい。

(図5-1) 一般廃棄物最終処分場の状況



(出典) 環境省

(図5-2) 温室効果ガスの削減効果(推計)



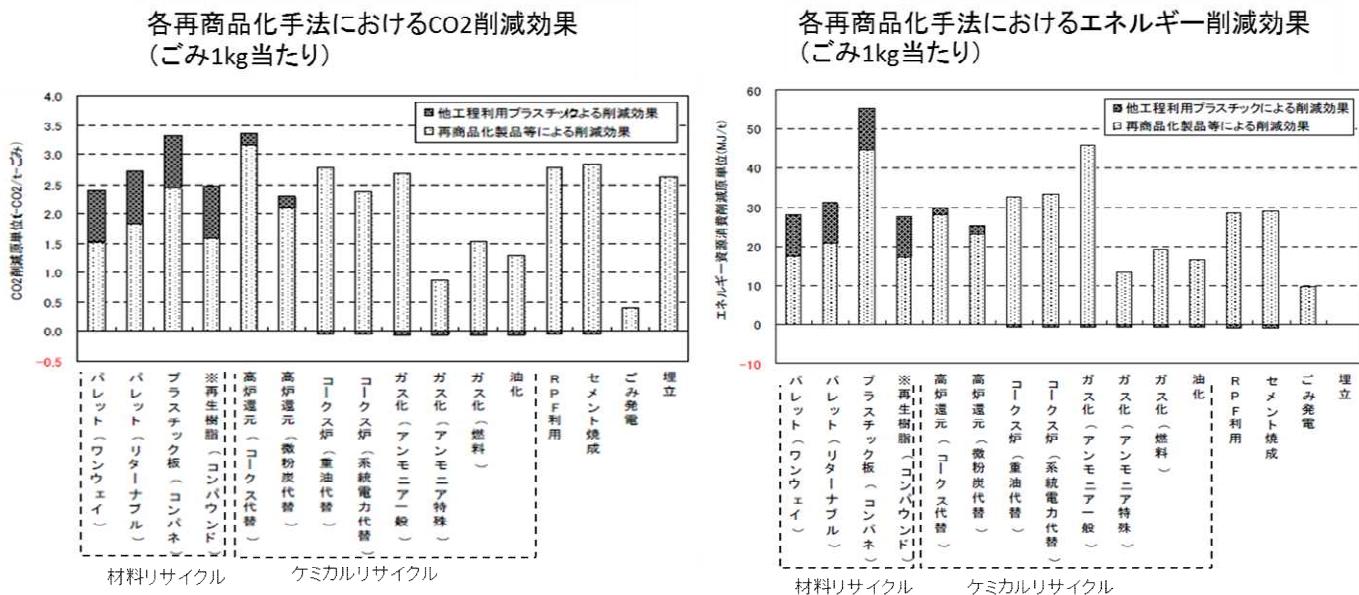
\*1 平成25年度の容器包装プラスチックの家庭系消費量を推計し、全量単純焼却した場合のCO2排出量から全量単純埋立した場合の差分を基準シナリオとした。

\*2 自治体の処理・処分は平成22年10月の「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る取りまとめ」の中で報告されたLCA分析時に使用された単純焼却、焼却発電、単純埋立の実施比率とCO2排出原単位を用いて算出。

\*3 材料リサイクル34.6万トン、ケミカルリサイクル31.2万トン、自治体による独自処理7.9万トン(出典:容器包装リサイクル協会)をベースに平成22年10月の「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る取りまとめ」のなかで報告されたLCA分析時に使用された材料リサイクル及びケミカルリサイクルのCO2削減原単位を用いて算出。

(出典) 環境省

(図5-3) 各再商品化手法における環境負荷低減の効果



出典: 平成22年10月の中環審専門委員会及び産構審検討会合同会合の取りまとめにおける  
プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る取りまとめ

#### 5-14 社会全体のコストの低減

環境省が行った市町村に対する一般廃棄物会計に基づくアンケート調査によれば、平成22年度の全国の市町村における容器包装廃棄物の分別収集・選別保管費用（管理部門含む）は約2500億円とされている。一般廃棄物の総排出量は減少しているものの、市町村からは、分別収集・選別保管に係る負担が大きいとの意見が見られ、最近では容器包装廃棄物の分別収集・選別保管をやめる自治体も一部で出てきている。一方で、一部の市町村では、一般廃棄物会計基準等の導入等による分別収集等の費用の透明化に向けた取組も行われている。

市町村と事業者の役割分担・費用分担等に関する合同会合での議論において、市町村が負担する分別収集・選別保管費用の正確な把握、合理化に向けた取組とその成果の公表の必要性が強く求められており、市町村は、分別収集計画策定の段階で費用の合理化に向けた検討を行うとともに、計画の実施にあたっては、毎年度、事業の評価、分析を適切に行った上で、その改善を図り、成果を公表することが必要である。

なお、環境省においては、平成24年度に実施した一般廃棄物会計に基づくアンケート調査を平成28年度以降、継続的に実施し、市町村の分別収集・選別保管費用の分析精度を高め、市町村に対して的確な助言、情報提供を行っていく

予定である。市町村におかれでは、アンケート調査への協力をお願いしたい。

また、環境省としては、市町村等の負担を低減し、社会全体のコストを合理化する方策として、市町村とリサイクル事業者の行う選別を一体化することによる社会全体のコストの低減効果や制度的課題を把握するための実証研究や、容器包装以外の製品プラスチックの一括回収の実証研究を検討・実施していく予定であり、実証研究への積極的な参加等の協力をお願いしたい。

### 5-15 合理化拠出金の在り方

合理化拠出金制度は平成20年度から施行され、平成26年度までに合計で366億円が特定事業者から市町村へ支払われた。平成20年度には95億円が市町村に対して支払われたが、平成26年度の拠出額は13.9億円となり、合理化拠出金の規模が縮小している。

合同会合においては、合理化拠出金制度は市町村の分別収集・選別保管業務の質の向上の取組に対するインセンティブとしての意義を果たしており、ベル品質の向上やそれに伴う社会全体のコスト削減の効果を継続させる観点から、今後も維持すべきであり、合理化拠出金を再活性化させ、引き続き市町村等の取組へのインセンティブにつながることが重要であるとの方向性が示された。また、合理化拠出金の配分方法の工夫については、特定事業者の合理化に対する配分も含め、社会全体のコスト低減につながる分別収集・選別保管の合理化やリサイクル事業に対する投資、各主体の連携や普及啓発に係る情報提供のための原資等として活用することも検討すべきであるとの意見が見られたところであり、市町村においては、合理化拠出金を各主体の連携、普及啓発に係る情報提供、容器包装の3Rに資する取組等に積極的に活用されたい。

## II 各論

## II. 各論

### 1 対象となる容器包装等について

#### 1-1 概要

容器包装リサイクル法は、平成9年4月からペットボトル、ガラス製容器包装等を対象として施行され、平成12年4月からは対象となる容器包装廃棄物に紙製容器包装、プラスチック製容器包装を追加して完全施行された。

#### 1-2 対象となる容器包装

表 1-2-1 容器包装リサイクル法の対象となる容器包装廃棄物

容 器 包 装		平成9年度施行	平成12年度施行
金 属	①スチール製容器	△	
	②アルミ製容器	△	
ガ ラ ス	③ガラス製容器	○	
	④飲料用紙製容器	△	
紙 類	⑤段ボール		△
	⑥紙製容器包装 (④、⑤以外)		○
塑 料	⑦ペットボトル (飲料又はしょうゆ用その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの)	○	
	⑧プラスチック製容器包装 (⑦以外)		○

※ △は「容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物」

- (1) 平成9年4月1日から対象となった容器包装廃棄物のうち、③ガラス製容器、⑦ペットボトルの2種類については、分別収集及び再商品化が開始され、①スチール製容器、②アルミ製容器、④飲料用紙製容器については、「有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化する必要がない物」として指定され、分別収集が開始された。

- (2) 平成 12 年 4 月 1 日から対象となった容器包装廃棄物のうち、⑥紙製容器包装、⑧プラスチック製容器包装については、分別収集及び再商品化が開始され、⑤段ボールについては「有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化する必要がない物」として指定され、分別収集が開始された。
- (3) なお、⑦ペットボトルについては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則」の改正（平成 18 年 12 月 1 日公布）により、ペットボトル区分に、飲料用、しょうゆ用に加え、「その他主務大臣が定める商品」を追加し、平成 20 年 4 月よりみりん風調味料やしょうゆ加工製品等を充填した容器を指定している。また、平成 29 年 4 月から新たにアルコール発酵調味料を充填した容器が⑦ペットボトル区分の「その他主務大臣が定める商品」に指定されることとなっていることから、⑧プラスチック製容器包装の集計から変更するよう留意されたい。

## 2 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第 8 条第 2 項第 1 号）

### 2-1 概要

「容器包装廃棄物の排出量」とは、容器包装のうち、商品に付されて消費者の手にわたり、一般廃棄物となったもののうち、市町村が分別収集するものとして位置づけられたものの量を意味する。すなわち、市町村が関与しない事業者の自主回収量及び各家庭での自家処理量等の排出抑制量を除いた一般廃棄物（以下「容器包装算定対象廃棄物量」という。）に含まれる容器包装廃棄物の量をいう。

したがって、容器包装算定対象廃棄物量は、収集ごみ量、直接搬入ごみ量に、集団回収量、拠点回収量等のうち市町村が関与すべきものと位置づけた量を加えたものとなる。ただし、容器包装廃棄物の排出量は、実際に分別収集等により収集された量とは異なり、分別の不徹底により可燃ごみ等に混入した分も含まれる。

本項目では、容器包装廃棄物の全体量の把握が主な目的であり、「各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み」には、計画期間 5 年間の各年度の容器包装廃棄物の排出量の見込みを記載する。図 2-1-1 に容器包装廃棄物の排出量の見込み等の概念図を示す。

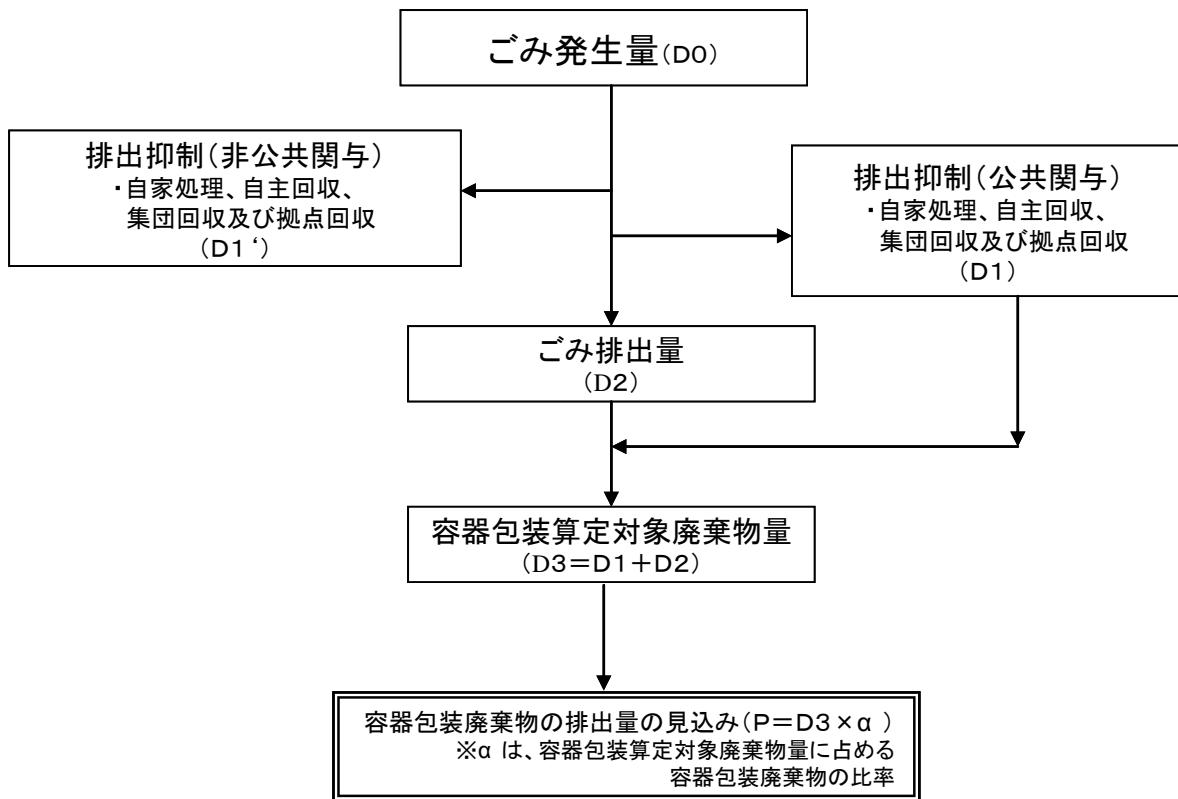


図 2-1-1 容器包装廃棄物の排出量の見込み等の概念図

## 2-2 算出方法

容器包装廃棄物の排出量の見込みは、容器包装算定対象廃棄物量に各々の容器包装廃棄物の比率を乗じることで求めることができる。この比率は、一般廃棄物の組成調査を行うことにより求めることができるが、実績値が無い場合等においては、2-3 に示す値等を参考にする。

算出に用いる各量については、3年後に次期市町村分別収集計画を策定することにかんがみ、今後、少なくとも年度ごとに実績値を記録・保存していくことが必要である。

$$\text{容器包装廃棄物の見込み}(P) = \text{容器包装算定対象廃棄物量}(D3) \times \text{容器包装廃棄物の比率}(\alpha)$$

なお、容器包装算定対象廃棄物量は、容器包装廃棄物の比率を組成分析から算定している場合には、組成分析の対象ごみとし、2-3 に示す値を参考に設定する場合には、焼却ごみ、埋め立てごみ、資源ごみの総量を基に算定する。

## 2-3 算定のための参考事例データ

容器包装廃棄物の比率は、2-2 で述べたように一般廃棄物の組成調査により求めることができるが、これができない場合には、人口規模別の調査事例を参考として、当該市町村の区域内における容器包装廃棄物の排出量の見込みを算出する。

なお、都市により集団回収や拠点回収の割合等に違いがあることに留意が必要である。

### ◆ 人口規模別の調査事例

表 2-3-1 に、環境省が平成 22 年度から平成 26 年度に行った一般廃棄物の組成調査の結果から得られた各市別のごみ排出量 (D2) に占める容器包装廃棄物の比率及び平均値を示した。

この調査では、地域バランスや人口規模を考慮して、対象都市を選定している。

なお、左欄の容器包装の品目名は、容器包装リサイクル法の分別の区分と一致している。

表2-3-1 ごみ排出量(D2)に占める容器包装廃棄物比率

[構成割合(湿重量割合:%)]

品目名	年度	都市名(単位:人 平成27年1月1日現在)										平均
		A市	B市	C市	D市	E市	F市	G市	H市	I市	J市	
金属	スチール製容器	284,948	75,207	423,246	71,739	270,589	235,845	589,205	80,823	66,882	121,013	—
		22	0.6	0.4	0.6	1.2	0.5	1.3	0.9	—	—	—
		23	0.6	0.3	0.6	0.7	0.4	0.9	0.5	—	—	—
		24	0.8	0.8	0.7	2.4	0.6	1.2	1.2	—	—	—
		25	0.4	—	0.6	1.2	0.3	0.7	1.1	0.6	0.3	—
	アルミ製容器	26	0.5	—	0.7	1.2	—	0.5	1.0	0.4	0.6	0.5
		22	0.6	0.5	0.5	0.8	0.2	1.9	1.6	—	—	—
		23	0.9	0.4	1.8	0.2	0.1	0.8	0.8	—	—	—
		24	0.8	0.3	1.0	1.2	0.3	1.7	1.0	—	—	—
		25	0.3	—	1.1	0.9	0.4	0.9	1.3	0.6	0.5	—
ガラス	無色のガラス製容器	26	0.9	—	1.4	1.3	—	1.1	1.3	0.7	0.8	0.3
		22	1.4	1.4	1.2	1.6	2.0	3.2	1.4	—	—	—
		23	2.2	1.3	2.9	1.8	1.6	1.9	0.8	—	—	—
		24	2.2	1.5	0.7	4.2	1.5	1.3	2.0	—	—	—
		25	1.5	—	1.7	2.5	1.4	1.9	2.5	1.3	2.1	—
	茶色のガラス製容器	26	1.5	—	1.7	2.9	—	2.2	1.4	1.3	1.7	2.6
		22	1.0	0.8	0.9	3.4	1.0	3.3	1.1	—	—	—
		23	1.6	1.9	1.6	1.7	1.0	0.9	1.1	—	—	—
		24	1.5	0.9	0.4	3.9	0.9	0.5	1.1	—	—	—
		25	1.2	—	1.1	2.9	0.8	2.2	2.5	0.6	1.1	—
紙類	その他の色のガラス製容器	26	1.3	—	1.0	3.5	—	2.0	1.4	0.7	1.8	1.1
		22	0.6	0.5	0.4	0.4	0.5	0.8	0.5	—	—	—
		23	0.6	0.1	0.7	0.4	0.5	0.6	0.1	—	—	—
		24	1.1	0.7	0.3	0.8	0.6	0.3	1.0	—	—	—
		25	0.9	—	0.3	0.6	0.2	0.6	1.0	0.4	0.2	—
	飲料用紙製容器	26	0.8	—	0.5	0.6	—	0.6	0.5	0.5	0.3	0.8
		22	0.6	0.3	0.3	0.2	2.0	0.6	0.3	—	—	—
		23	0.5	0.4	0.6	1.4	0.7	0.5	0.6	—	—	—
		24	0.1	0.6	1.0	0.6	0.3	0.4	0.6	—	—	—
		25	0.4	—	1.5	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.4	—
プラスチック	段ボール	26	0.3	—	0.8	0.6	—	0.5	0.7	0.7	0.9	0.8
		22	3.0	4.9	4.1	1.2	2.5	6.0	2.3	—	—	—
		23	4.7	3.8	5.1	7.6	1.6	2.5	1.3	—	—	—
		24	5.8	5.2	6.8	8.6	1.4	2.2	2.5	—	—	—
		25	3.6	—	5.1	8.8	1.5	1.8	1.5	3.0	2.3	—
	その他の紙製容器包装	26	4.5	—	5.3	9.8	—	2.4	5.7	3.0	2.9	2.2
		22	1.9	2.3	1.4	1.6	2.1	3.1	1.6	—	—	—
		23	5.5	2.1	5.4	5.1	4.4	4.2	14.1	—	—	—
		24	3.0	3.9	7.4	2.7	3.1	4.2	3.2	—	—	—
		25	2.9	—	4.3	3.0	3.3	3.9	4.4	5.2	1.5	—
容器包装全体	ペットボトル	26	3.7	—	3.0	3.4	—	3.7	3.1	3.2	3.2	4.9
		22	1.2	0.6	0.6	3.2	0.9	2.4	1.5	—	—	—
		23	1.5	1.1	3.8	1.0	0.6	1.5	1.0	—	—	—
		24	1.7	0.4	1.1	2.7	0.8	1.3	1.4	—	—	—
		25	1.7	—	1.7	2.7	0.9	1.5	2.1	1.3	1.2	—
	白色トレイ	26	1.4	—	1.9	3.0	—	1.9	2.2	1.6	1.7	1.8
		22	0.3	0.1	0.3	0.0	0.2	0.1	0.1	—	—	—
		23	0.4	0.3	0.5	0.4	0.7	0.4	0.4	—	—	—
		24	0.2	0.2	0.4	0.4	0.2	0.3	0.3	—	—	—
		25	0.3	—	0.2	0.4	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2	—
容器包装全体	その他のプラスチック容器包装(トレイを含まない)	26	0.3	—	0.2	0.5	—	0.2	0.2	0.3	0.2	0.4
		22	6.9	6.2	6.9	1.4	2.9	4.7	3.8	—	—	—
		23	3.9	6.6	9.4	6.2	8.7	8.4	4.5	—	—	—
		24	6.1	9.0	8.4	7.1	5.7	6.2	7.6	—	—	—
		25	6.2	—	7.8	9.1	5.3	6.2	7.9	8.0	4.8	—
		26	7.3	—	7.9	7.5	—	6.4	7.3	7.9	7.8	9.3
		22	18.0	17.9	17.2	15.1	14.6	27.5	15.0	—	—	—
		23	22.3	18.3	32.3	26.6	20.2	22.8	25.1	—	—	—
		24	23.4	23.5	28.2	34.7	15.5	19.6	21.8	—	—	—
		25	19.6	—	25.4	32.8	14.9	20.6	25.3	21.8	14.7	—
		26	22.6	—	24.2	34.2	0.0	21.5	24.9	20.3	21.8	24.5
		22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21.6

### 3 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のために、市町村において実施し、又は実施しようとする方策について、具体的に記述する。この場合、特に市民、事業者、再商品化事業者等の役割分担及び相互の協力・連携の方策についても具体的に記述することが望まれる。

容器包装廃棄物の排出抑制の方策の参考事例として、一般廃棄物の排出抑制の方策の事例を、表3-1に示す。この他にも様々な取組が考えられ、各市町村において、地域の実情に応じた効果的な方策を導入されたい。

表3-1 排出抑制の方策の参考事例

方策名	事業内容
①3R推進のための地域協定、自主協定	市民・事業者主体の自立的な任意組織と市が、地域協定や自主協定を締結し、レジ袋の削減（レジ袋の有料化を含む）や簡易包装の推進、店頭回収や集団回収などに協同で取り組む。協定店では、店舗内に表示する、レジ台等にステッカーを貼る、調印式を公開するなどにより、市民への周知を図る。
②マイバッグ持参運動	買い物のときには買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋をもらわないようにする。
③マイボトル・マイカップ持参運動	コーヒーショップ、ファストフードなどの飲食店、会社のオフィス、各種イベントなどで、マイボトル・マイカップを利用することで、紙コップなどの使い捨ての容器を削減する。
④環境にやさしい店登録制度	エコマーク商品等の環境に配慮した商品の積極的な販売や、ごみの減量、リサイクル等に率先して取り組む小売店等を「環境にやさしい店」として登録し、紹介する。
⑤ごみ減量出前講座	ごみの減量化やリサイクルなどのごみ問題について、一層の理解と関心を持ってもらうように、自治会や学校その他各種グループからの要請に応じて職員が説明を行う。
⑥リサイクルプラザにおける情報提供・学習拠点の整備	市民・事業者に対し、廃棄物の発生抑制に関する意識の啓発に努める。
⑦ごみ集積所設置補助金	集団回収を利用する集積所を新設する場合の、一部補助。
⑧3Rに関する市民フォーラム	3Rに関する計画策定を目的として、市民フォーラムを開催する。フォーラムに参加し、計画を検討する市民委員を公募し、市民が主体となって、排出抑制などの具体的な取組を検討する。
⑨廃棄物減量化等推進員制度	市民、事業者、市とのパイプ役、廃棄物の減量化、資源化、ごみの分別排出の指導及び快適な生活環境を保全するための地域社会のリーダーとしての役割を担う。
⑩容器包装廃棄物排出抑制推進員（3Rマイスター）	容器包装廃棄物の排出の状況及び事業者と消費者との連携による容器包装廃棄物の排出を抑制するための取組の重要性についての啓発、排出を抑制するための取組に関する調査、消費者に対する指導及び助言等を行う。

※ 環境省調べ

## 4 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

### 4-1 概要

容器包装リサイクル法に基づいて容器包装廃棄物を分別収集する場合には、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、飲料用紙製容器、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装の10種に分別される必要がある（プラスチック製容器包装のうち、「白色トレイ」を別途分別収集することも可能である）。

この10種のうちどの品目を分別収集するのか、また何年度から実施するかについては、各市町村が機材や作業員の確保等の収集体制、選別するための処理施設の整備状況、住民の分別に対する協力度等を勘案して決定する。また、品目の選択と合わせて収集に係る分別の区分を検討する必要がある。当初から分別収集が難しい場合には、段階的に品目・収集の区分を増やすことも可能である。

### 4-2 分別区分の決定のため考慮する事項

分別収集の対象とする容器包装廃棄物とその分別区分は、定められた分別基準（収集物の品質・純度）を保持し、分別収集への高い協力率を確保できるように設定しなければならない。特に、プラスチック製容器包装の場合、混入異物の多い収集物の事後選別では、分別基準適合物の品質を確保することは難しく、品質調査の結果、容り協から引き取りを拒否される事態も発生している。その一方で、分別収集に伴う費用がかかり過ぎたり、住民に過度の負担となるような分別区分は避け、各市町村の収集能力等を勘案した適正な分別区分とする必要がある。

分別区分決定に当たり検討する項目は、次のとおりで、住民の協力度（分別の区分に従って適正に排出される率（分別排出率））、収集物の品質、収集作業の効率、施設の整備状況、コスト等の要因に関して検討・評価して定めることとなる。

- ① 収集方法：市町村収集、拠点回収、集団回収等
- ② 分別方法
- ③ 収集方式
- ④ 収集車両
- ⑤ その他

検討項目と要因を整理し表4-2-1に示す。

表 4-2-1 容器包装廃棄物の分別区分に関する検討項目と要因（その1）

要因 検討項目		住民の協力度	収集物の品質	処理施設、収集作業性、収集コスト等
収集方法	分別収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の減量・排出抑制の意識による。</li> <li>・住民に分別項目を周知する必要がある。</li> <li>・分別区分が多い(手間が煩雑化)と協力度が低下する恐れがある。</li> <li>・家庭内に貯留することが可能な量に対応した収集頻度とする必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出時にコンテナにより分別する場合は、コンテナへの収集物の入れ間違い等が生じる恐れがある。</li> <li>・間違いが生じないように、同日の区分数・コンテナへの分別収集品目の表示等に配慮する必要がある。</li> <li>・住民の協力度による。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出時分別(収集区分内の分別)が多いと収集効率は低下する傾向にある。</li> <li>・混合排出の場合は、選別施設が必要であり、収集物に汚れが付着する等の恐れがある。</li> </ul>
	拠点回収	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置場所によっては、一部の市民の協力しか得られない恐れがある。</li> <li>・拠点数によるが、多くのポイントを設定することが困難な場合、分別収集より住民の協力は少なくなると考えられる。</li> <li>・回収ポスト、拠点販売店の協力を要する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の協力度によるが、回収ポスト等は投入間違いや他の廃棄物の混入の恐れがある。</li> <li>・回収物が限定されている場合でも他の廃棄物の混入の恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収ポスト等の設置場所等の確保が必要である。</li> <li>・エコストア等の販売店等の協力を要する場合がある。</li> </ul>
	集団回収	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の協力は集団回収実施地区、団体構成者に限定され、回収状況は集団回収実施地区とそれ以外の地域で大きく異なる。</li> <li>・売却益を得るため売却コストの高い物品に限定されがちである(アルミ缶等)。</li> <li>・集団回収実施地区を拡大するためには、助成等のインセンティブが必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が自ら選別するため回収物の品質は高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収物のストックヤードが必要となる。</li> <li>・助成制度等の整備が必要な場合がある。</li> </ul>
分別排出	分別排出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯留スペースを必要とするペットボトル等は、収集頻度が少ないと他の収集区分に混入する恐れがある。</li> <li>・分別区分を設定した場合、いくつかの分別区分を同日に収集することとし、排出時に分別した方が、排出日が限定され、住民協力が得易い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夾雑物の混入により品質が確保できない恐れがある。</li> <li>・間違って排出された場合の品質確保が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテナの表示を明確にする必要がある。</li> <li>・収集物の品質を保つために、減量等推進員による指導・監視が有効な場合がある。</li> <li>・分別区分を多くすると収集コストが増加する恐れがある。</li> </ul>
分別排出・施設選別	施設選別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別の手間が少なく、住民の負担が少ないため住民の協力を確保し易い。</li> <li>・分別行動が少ないため、減量化・排出抑制の意識が希薄となる可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設で選別するため、所要の品質が確保し易い。</li> <li>・混合排出とする場合、組み合わせによっては施設選別での品質の確保が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルプラザでは施設選別に加えて意識啓発が図れる。</li> <li>・分別区分が少ないとほど、収集は効率的である。</li> <li>・施設整備が必要となる。</li> </ul>
	分別排出施設選別併用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別区分の設定を多くする必要がないため、住民の協力を得易い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別排出時に混入した夾雑物も施設で選別されるため、収集物の品質は高い。</li> <li>・対象容器包装廃棄物に適した区分が選定でき品質も確保し易い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集作業性を考慮した分別区分を選定できる。</li> <li>・収集コスト、施設整備を総合的に検討し、コスト増を抑えることができる。</li> </ul>

表 4-2-1 容器包装廃棄物の分別区分に関する検討項目と要因（その 2）

要 因 検討項目		住民の協力度	収集物の品質	処理施設、収集作業性、収集コスト等
収集方式	一括収集	・収集日が限定され、住民協力が得易い。	・収集日が同一であるため、出し忘れが少なく、他の収集区分への混入は少ない。	・収集車両の仕様に留意する必要がある。 ・収集作業が若干煩雑となる。
	種類別収集	・収集日が複雑な場合には、住民の協力が得にくい(排出の煩雑さ)。	・収集日を分別区分ごとに設定すると、他の収集区分への混入の恐れがある(出し忘れ等)。	・収集車両の増加に対し、ステーション当たりのごみ排出量が減少し、収集コストが高くなる傾向がある。 ・ステーションの数・収集頻度に留意する必要がある。
	収集頻度	・家庭内に貯留又は保管することが可能な量に応じて収集頻度を設定しないと、住民の協力度が低下する恐れがある。	・収集頻度が少ないと分別が適切に行われない恐れがある。	・収集頻度が多いとステーション当たりのごみ排出量が減少し、収集コストが増加する恐れがある。
	ステーションの新設・移設	・新設・移設により持ち出し距離が長くなり、住民の協力度が低下する恐れがある。 ・混乱を生じる恐れがあり、ステーションの位置を周知する必要がある。	・持ち出し距離が長くなると、他の収集区分への混入の恐れがある。	・収集頻度が極端に上昇しないように、ステーション当たりのごみ排出量が適切となるよう、ステーションの配置と収集頻度を調整する必要がある。
収集車の仕様		—	・施設選別を阻害する車両を避ける必要がある。(過度の圧縮、混合、破損等)	・新規に専用車を採用する場合は、購入費用が必要となる。 ・分別区分に応じた仕様とする必要がある。

## (1) 収集方法

容器包装廃棄物の収集方法には、市町村が分別収集する方法以外に、自治会等による集団回収や販売店等に回収拠点を設ける方法などがある。市町村が分別収集したものだけではなく、このような集団回収や拠点回収についても市町村が関与し、かつ量的な把握ができるものについては、容器包装リサイクル法第8条第2項第4号の量に含めて差し支えない。したがって、対象容器包装廃棄物ごとに分別収集、集団回収、拠点回収等のいずれか又は複数の方法を採用することとなり、収集方法は、分別収集の区分と密接に関連する。

収集方法の検討に際しては、収集物の品質、収集物の売却単価、予想される分別収集対象人口率、住民の協力が得られる見通し等を勘案して定めなければならない。従来の方法を変更する場合又は新たに始める場合には、特に住民の理解と協力が得られるよう周知を図ることが重要である。

飲料用紙製容器や段ボールのように、住民の自主的な活動、民間業者により、物の品質に高い純度が確保されているもの、あるいは回収ルートが形成されているものについては、市町村が新たに分別対象に取り入れる場合に、これらの活動を行っている団体や民間業者と十分に調整を行い、効果的に役割を分担することが有効と思われる。

また、ガラス製容器のうちリユースびんについては、可能な限り活きびんで回収するよう努めるとともに、販売店回収や集団回収等の既存の回収ルートを維持することやリユースびんをリサイクルセンター等で選別、別途売却するようなことも検討すべきである。

## (2) 分別方法

分別基準に適合させる方法としては、排出時に品目別（ガラス製容器は色別）に分別して排出する方法と、収集する品目を混合収集して施設で選別する方法がある。分別排出の場合は、選別施設が不要なため初期の費用が少なくてすむことや、住民が直接分別することでリサイクルへの参加意識・意欲を高める効果が期待される。しかし、分別区分が多くなると市民における分別排出が煩雑となり、収集車に工夫が必要となる場合や、他の区分のごみが排出時に混入してしまう恐れがあることに留意する必要がある。

一方、一つの分別区分に複数の品目を含めて混合収集し、施設選別する場合は、住民負荷の軽減等の効果が期待されるが、選別施設整備費等市町村の負担を要することに留意する必要がある。

どの方法とするかは、排出時の分別の容易さ、排出ステーションの広さ、各種品

目の組合せによる収集時の破損・汚れの付着及び施設選別に要する機器等を品目ごとに検討し、分別排出するものと混合排出・施設選別するものを適宜組み合わせる必要がある。さらに、選別施設の有無や施設の機能、施設の整備等に係る費用、収集物の品質・純度、予想される分別排出率及び住民参加による啓発効果等を総合的に勘案して選択することが望まれる。

### (3) 収集方式

#### 1) 積み込み方法（同一車両収集又は種類別収集）

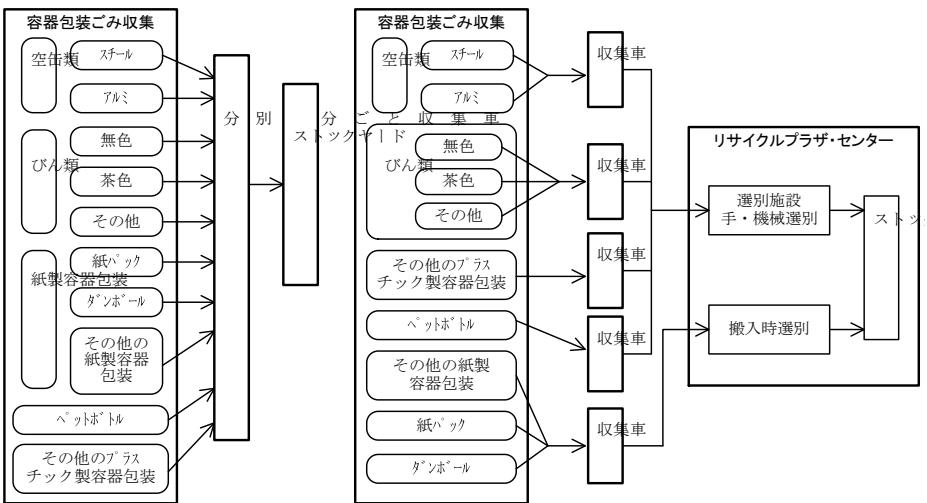
分別された資源ごみの収集方法には、分別区分ごとに収集する方法と、平ボディ車や多室型収集車等で一括して同時に収集する方法に分けられる。

前者の方法では、分別品目の特性に適した収集車両（空き缶収集車、ガラスびん収集車等）を使用することが可能であるが、分別区分の数が多い場合には、収集頻度にもよるが収集車両数が多くなることや、ステーションに排出されるごみ量が少なく、収集効率が低下すること、収集日が増えること等に留意しなければならない。

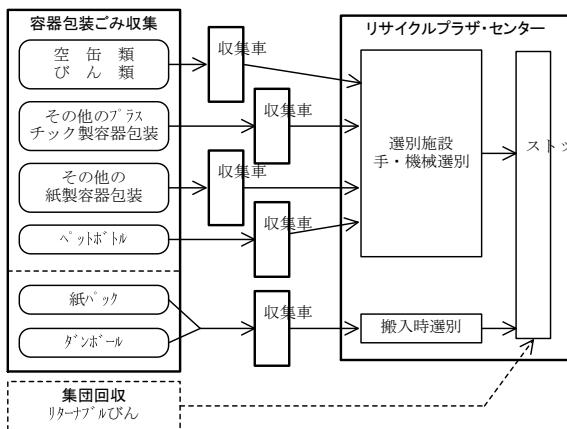
一方、一括して混合収集する方法では、収集及び選別の作業が煩雑となるとともに、ストックヤード等への積み卸し作業に手間がかかる場合もあり、コンテナの使用や収集車両仕様の検討等を要する。

どのような積み込み方法とするかは分別区分の数と密接に関連しており、分別区分ごとの排出量、収集容器の種類（袋、コンテナ等）、分別区分の品目に応じた車両仕様、新規車両の購入時期、車両購入費用等を勘案して無理が生じない分別区分を定めなければならない。分別区分を多くする場合は、作業が煩雑とならないようにコンテナの利用や、区分ごとに袋の色分け等の工夫をする必要がある。また、品目（缶類等）によっては回収業者に委託する方法も有効であろう。

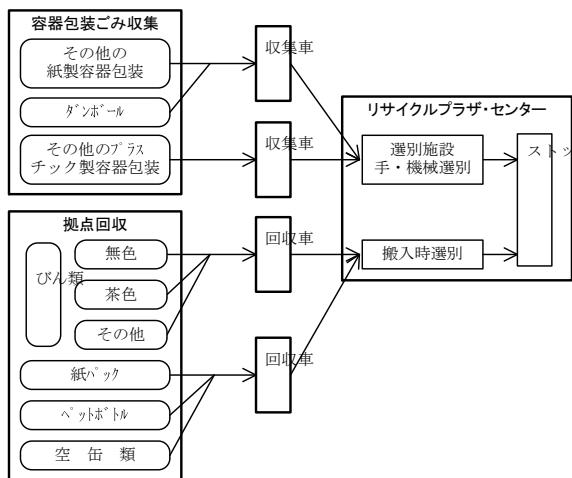
参考として、容器包装廃棄物の収集パターンの例を図4-2-1に示す。なお、図中のストックヤードはリサイクルセンター・プラザ内としているが、他の場所としても差し支えない。



(1) 分別区分ごとの車両収集 (2) 種類別（一部混合）車両収集



(3) 種類別（一部混合）車両収集 + 集団回収



(4) 種類別（一部混合収集）車両収集+拠点回収

図4-2-1 容器包装廃棄物の収集パターン例

## 2) 収集頻度

容器包装廃棄物に係る収集頻度は、排出されるごみの容量と家庭内の保管スペースが決定要因となる。収集頻度が多いとステーション当たりの収集量が少なくなり、収集作業が非効率となるが、収集頻度を少なくすると家庭内の保管量が多くなり、ほかの分別区分（可燃ごみ、不燃ごみ等）に排出され、分別排出率（P 50 参照）が低下するおそれがある。

容器包装廃棄物は重量に比して容積が大きいため、保管スペースが他のごみより多く必要となる。事例によると、びん類、缶類、紙類は、週1回～月2回程度としている自治体が多い。

なお、その他のプラスチック製容器包装は、容積比で家庭ごみの約4割を占めており、家庭内のストックスペースもこれ以外の容器包装ごみに比べて広い場所が必要であり、食料品の包装に用いられた物が多いことから、特に夏場には悪臭の発生も考えられる。このため、その他プラスチック製容器包装については、分別収集への住民の理解と協力を得られるよう、十分これらに留意して収集頻度を定める必要がある。

## 3) ステーションの新設・移動

ステーション間隔が同じ場合では、排出されるごみ量が少ないほど収集コストが増加する傾向にある。分別により収集するごみが少なくなる時は、資源ごみのステーション数を減らしたり、収集頻度を少なくして収集コストの増加を抑制することを検討することが必要となる場合もある。

## (4) 収集車両の仕様

収集車両は、分別状況、収集方式（同一車両収集・種類別収集）、収集容器及び排出されるごみ量に応じて、その積載量・仕様を定めなくてはならない。車両の形式には平ボディ車、多室型分別収集車、パッカー車、分別容器付パッカー車、コンテナ車等がある。また、特定のごみの種類に対応し、併せて選別・処理を行うペットボトルベーラー車、空き缶選別・プレス車等も開発されている。

収集車両の選定にあたっては、積み込み方法、作業員の安全性、作業性及び購入費用等を十分考慮する必要がある。

## (5) その他

容器包装廃棄物の分別・選別事例と特性等を表4-2-2に示す。

表4-2-2 容器包装廃棄物の分別・選別事例と特性等

容器包装廃棄物		排出・家庭内貯留段階	施設選別・保管段階	備考
缶 類	アルミ 製容器包装	・識別表示があり、分別は容易である。 ・貯留スペースは小さい。 ・容器収集又は袋収集の事例が多い。 ・缶を洗浄してもらう必要がある。	・リサイクルセンター・プラザにて選別。 ・アルミ選別機が用いられている。 ・圧縮成形が必要である。	・売却コストが高く、集団回収としている事例もある。
	スチール 製容器包装	同上	・リサイクルセンター・プラザにて選別。 ・磁力選別機が用いられる。 ・圧縮成形が必要である。	・他の金属類との分別・選別に留意する必要がある。
ガラス製容器	びんを一括 収集する場合	・分別は容易である。 ・貯留スペースは小さい。 ・容器収集又は袋収集の事例が多い。 ・袋収集ではびんの破損の恐れがある。 ・リターナブルびんを区分している事例もある。 ・びんを洗浄してもらう必要がある。 ・栓、ふたを取り除いてもらう必要がある。	・色選別は手選別が多い。 ・リターナブルびんを選別している市町村もある。 ・色選別は3種である。	・びんの破損を防ぐため、他の資源物と混合収集している例もあるが、びん・ガラスの単独収集が多い。 ・リターナブルびんを収集対象外としている事例もある。 ・拠点回収では、色分別している事例が多い。
	びんを色別に 収集する場合	・分別は容易である。 ・容器収集又は袋収集の事例が多い。 ・色分別は3種である。	・保管スペースの確保が必要である。	・ガラスびんの色選別装置が開発されている。
紙製容器包装	段ボール	・分別は容易である。 ・折りたたみ、紐かけ又は袋収集である。	・他のごみとの混合収集後に選別している事例はほとんどない。(資源物として)	
	飲料用紙製容器	・分別は容易である。 ・紐かけ排出している。 ・パックの洗浄が必要である。 ・アルミニウムコーティングのパック類は除外する必要がある。	・同上	・拠点回収や集団回収としている事例がある。
	その他	・新聞・雑誌等と混合収集している事例と単独収集している事例がある	・混合収集の場合は容器包装のみを分別する。 ・圧縮ベーラー装置が必要である。 ・フレコンパックに梱包している事例もある。	・平成13年4月から資源有効利用促進法に基づき識別表示が義務付けられた。
プラスチック包装製	ペットボトル	・識別表示があり、分別は容易である。 ・貯留スペースが大きい。 ・ボトルを洗浄してもらう必要がある。 ・キャップをはずしてもらう必要がある。 ・袋収集が多い。	・施設にて圧縮・梱包する必要がある。 ・圧縮ベーラー装置が必要である。	・自動選別装置が開発されている。
容容器・包装製	その他	・容器包装以外のプラスチックと混合収集している事例と単独収集している事例がある。また、単独収集の中にはトレイのみ回収している事例がある。 ・食品残さの付着等があるため洗浄してもらう必要がある。	・混合収集の場合は容器包装のみを分別する。	・平成13年4月から資源有効利用促進法に基づき識別表示が義務付けられた。

#### 4-3 市町村のその他の紙製容器包装及びその他のプラスチック製容器包装の分別状況

その他の紙製容器包装及びその他のプラスチック製容器包装の両者について分別収集を実施した市町村における分別収集の区分の事例を表4-3-1に示す。

表 4-3-1 紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の分別収集区分事例

都市名	人口	収集区分	収集区分の詳細	備考
神戸市	154 万人	プラスチック製容器包装	プラマークがついているもので、中身を使い切り、水ですすぐなどして汚れを取り除いて指定袋に入れて出す。	汚れが簡単に取れない場合は燃えるごみ。
仙台市	107 万人	プラスチック製容器包装	中身を使い切り、汚れているものは軽く水洗いをするか、布などで拭くなどして、ボトル類はフタをはずして排出するよう指導。	汚れの多いものは選別段階で除く。
福山市	47 万人	プラスチック製容器包装	識別マークが付いているものだけに限定。中身を残さないで、水で中を軽くゆすぐ。洗っても汚れが落ちないものは、燃やせるごみとして出す。ただし、汚れているからといって安易に燃やせるごみにしないように啓発している。	ペットボトル（ラベルとキャップをはずす）とその他プラを一緒の袋（指定袋無、透明、または半透明）で排出する。混合収集している。
沼津市	20 万人	プラスチック製容器包装	すすぐか拭くなどして汚れを落としてから指定袋に入れて排出するよう指導。	汚れが付着して落ちないものや落としが困難なものは「燃やすごみ」へ。
高岡市	18 万人	紙製容器包装	紙箱は開いて、ひもで十文字にしばって出すか、紙袋に入れて排出するよう指導。	内容物や汚れが取れないものは、燃やせるごみへ。
		プラスチック製容器包装	水洗いする。また、容器のフタは外し、指定袋に入れて排出するよう指導。	内容物や汚れが取れないものは、高分子系ごみへ。
佐倉市	18 万人	紙製容器包装	汚れがひどく簡単に落とせないものは燃やせるごみへ。	
		プラスチック製容器包装	汚れたものは、さっと水で流してから。汚れがひどく簡単に落とせないものは燃やせるごみへ。	

八代市	13万人	紙製容器包装	フィルム・シール類、プラスチック類、金具類は全て取り除くよう指導。	
		プラスチック製容器包装	きれいに洗って、乾かして排出するよう指導。	袋やフィルム類が散らかる場合は、レジ袋などに入れ、口を結ばないで出す。
掛川市	12万人	プラスチック製容器包装	中身を残さないように。においや固形物を取るために水で軽くすすぐ。値札は残っていてもよい。水ですすいでも汚れの落ちないものは燃えるごみへ。	
犬山市	7万人	プラスチック製容器包装	中身を使い切り、汚れが付いている場合は水洗いする。汚れが落ちなければ可燃ごみへ。	
羽村市	6万人	プラスチック製容器包装	汚れているものは洗って、水をよく切って出すよう指導。	
埼玉県 川島町	2万人	紙製容器包装	中身を残さない。	分別不十分なものは、警告シールを貼り収集しない。
		プラスチック製容器包装	ボトル・カップはキャップをはずし、中身を残さず、必ず水洗いをする。	

#### 4-4 分別収集の具体的検討の手順

##### (1) 分別区分の検討フロー

分別区分は、4-2 に示した事項を総合的に検討して定めなければならない。その分別区分の検討フローの例を図 4-4-1 に示す。このフローに示すように、各項目の検討に先立ち、容器包装廃棄物に係る現行の収集方法を踏まえ、予測される分別対象物の排出量や収集量等について十分調査し、地域の実情にあった方法を選定する必要がある。

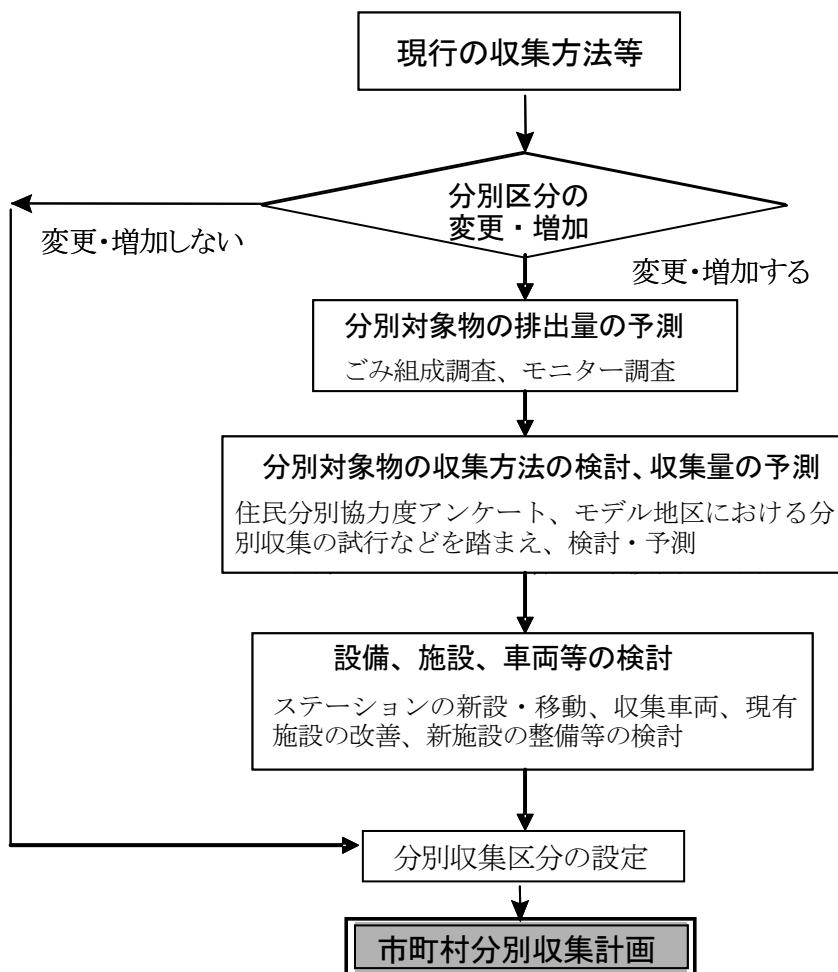


図 4-4-1 分別区分の検討フロー

##### 1) 分別協力度に関する住民アンケート

住民の協力度を推定する材料として使用可能なアンケート結果がある場合や、アンケートを実施する場合には、これを分別収集区分の参考とする。

## 2) ごみ質調査

分別の対象とする容器包装廃棄物やその他の資源ごみ対象物がどの程度排出されているかについて、ごみ質の実態を把握し、分別区分検討の参考とする。なお、重量比だけでなく容積比による実態も把握し、収集頻度や収集車両台数等について検討する際の参考資料とする。

## 3) モニター調査

ごみ質調査をした場合、ガラスびんやペットボトルに比べ、紙製容器包装やプラスチック製容器包装については、容器包装でないものとの区別や、付着している異物（食品残渣等）との区別が難しく、正確性が劣るものと考えられる。そこで、紙製容器包装やプラスチック製容器包装については、住民モニターを募集し、1ヶ月程度、日々のそれらの排出重量を計測してもらい、その結果から排出量や分別収集量を推計することが有効であると考えられる。

## 4) モデル地区による分別収集の試行

その他の紙製容器包装やその他のプラスチック製容器包装を分別収集するためには、従来の排出方法や収集方式を大きく変更する必要がある場合、住民への排出マナーの徹底や収集作業現場との調整などに多大な労力を費やす必要が生じる可能性がある。

この場合、例えば一部のモデル地区において、市町村分別収集計画で想定している分別収集を試行し、その結果を用いて住民への排出マナーの徹底方策を検討したり、関係者との調整を行う方法も考えられる。

## 5) 収集方法の検討

現行の排出区分を踏まえ、容器包装廃棄物及びその他の資源ごみ対象物の分別の区分、排出の方法、収集頻度及び排出する容器の種類等に関し、住民の協力度、収集物の品質、分別収集対象人口率等を勘案して定める。

## 6) 設備、施設、車両等の検討

定められた分別区分及び排出方法に対応する収集車両の形式・容量に関して検討する。また、分別収集する対象物の運搬先となるリサイクルプラザ・リサイクルセンター、中継施設、ストックヤードの位置及び輸送に係る交通条件について検討する。また、分別区分に対応した施設条件・仕様を定める。

## 5 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

### 5-1 概要

本項で求める見込量は、市町村においては施設設備計画の基礎データとなるものであるが、これが全国的に合算されて再商品化義務総量の算定基礎となり、特定事業者の負担すべき義務量を決定するもので、本制度の運用上、極めて重要なデータである。本項で求める量の見込みをどのような考え方で求めるかを図5-1-1に概念図として示した。

一般廃棄物（ごみ発生量）									
市町村が収集運搬又は直接搬入するごみ		市町村が関与する集団回収、拠点回収等による排出抑制・再利用ごみ			市町村が関与しないごみ				
容器包装算定対象廃棄物量					自家処理ごみ、自主回収ごみ、集団回収・拠点回収等による排出抑制・再利用ごみ				
容器包装廃棄物排出量（容器包装リサイクル法第8条第2項第1号）					容器包装廃棄物以外のごみ				
分別基準適合物量等（容器包装リサイクル法第8条第2項第4号）					他のごみに混入する容器包装廃棄物				
特定分別基準適合物		<p>容器包装リサイクル法第2条第6項で規定する主務省令に定める物（有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物）</p>							
ガラス製容器		ステール製容器	アルミ製容器	飲料用紙製容器（アルミ使用なし）	段ボール				
無色のガラス製容器	茶色のガラス製容器	その他の紙製容器包装	ペットボトル（飲料又はしょうゆ等用）	その他のプラスチック製容器包装					

図 5-1-1 ごみの中に占める特定分別基準適合物等の位置づけ

図 5-1-1 の中で示した各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、容器包装の区分ごとにそれぞれ示すことが必要である。

## 5-2 用語の意味等

本項で用いる用語の意味等は、次のとおりである。

- ① 「分別収集対象人口率」とは、行政区域内人口に占める分別収集対象人口の割合をいう。
- ② 「容器包装廃棄物の排出量」とは、市町村が収集する一般廃棄物中の容器包装廃棄物の量と市町村分別収集計画に位置づけられた集団回収等により把握される容器包装廃棄物の量を合わせた物の量の見込みをいう。詳細は 2 で述べているが、収集実績や、ごみ組成調査による一般廃棄物に占める容器包装廃棄物の比率等により算定する。
- ③ 「分別排出率」とは、容器包装廃棄物の排出量のうち適正に分別排出されるもの（市町村が収集する容器包装廃棄物の排出量に占める分別基準適合物と第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物（本項では「特定分別基準適合物等」という。））の量の割合を示し、容器包装の区分ごとに算定する。

## 5-3 容器包装廃棄物の排出量の見込みと、特定基準適合物等の量の見込みとの関係

本項（法第 8 条第 2 項第 4 号）で明らかにする量の見込みと、2 で説明した各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第 8 条第 2 項第 1 号）との関係は図 5-1-1 に示したとおりである。

この 2 つの量の差は、容器包装廃棄物を分別収集しないことによる他のごみへの混入や、分別収集しても協力が得られないことによる他のごみへの混入などによるロスである。さらには、市町村が関与した集団回収や拠点回収によるものでも、市町村の処理対象とならなければ、ここには計上されない。仮に、市町村が容器包装廃棄物をすべて分別収集し、排出者が 100% 協力し、行政区域全域で実施した場合には、2 で求めた容器包装廃棄物の排出量と、本項で求める見込量は等しくなる。

## 5-4 特定分別基準適合物等の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量の見込みの算定方法は、容器包装廃棄物の排出量の見込みに分別収集対象人口率及び分別排出率を乗じて算定する方法と、前年度実績量に人口変動率等を乗じて算定する方法等が考えられる。いずれの方法をとるにせよ、実績量との乖離をできるだけ小さくすることを目指して算定する。

### (1) 容器包装廃棄物の排出量の見込みを用いた算定方法

特定分別基準適合物等の量の見込みは、容器包装廃棄物の排出量の見込み等を用いると、次に示すような方法で求めることができる。

$$\begin{pmatrix} \text{特定分別基準} \\ \text{適合物等の量} \\ \text{の見込み} \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} \text{容器包装廃} \\ \text{棄物の排出量} \\ \text{の見込み} \end{pmatrix} \times [\text{分別収集対象人口率}] \times [\text{分別排出率}]$$

容器包装廃棄物の排出量の見込みは、2で述べたような考え方に基づいて算出される。

この場合に、容器包装廃棄物の排出量は、市町村が関与しない収集ルートによる収集量や排出抑制量（拠点回収、集団回収、自家処理等）、市町村による排出抑制の方策、収集区分・頻度やステーションの設置状況等住民の分別排出に対する便宜の程度、排出者の増減（産業構造、昼間人口の増減、観光客の増減等）等の要因により変動することを踏まえて推定する必要がある。

また、市町村の分別収集の対象又は直接搬入されたごみ排出量以外に集団回収や拠点回収の実態があり、これを市町村関与分として分別収集対象とする場合には、さらにこれらによる収集量を推定して合算する必要がある。

分別収集対象人口率は、総人口に占める分別収集対象人口であり、分別収集を市町村内のどの範囲で実施するかにより変わる。したがって、段階的に対象区域を拡大する場合には、年度により分別収集対象人口率を変えて算定する必要がある。市町村全域を対象とする場合には、分別収集率は100%となる。

分別排出率は、分別収集することとした対象容器包装廃棄物が適正に分別排出される割合であり、分別排出の方法・頻度等分別排出のしやすさや住民に対する啓発活動により変動し得る。住民アンケートの結果や、モニター調査等、参考となる情報があればこれらを活用することになるが、そのような情報がない場合には、今後の広報啓発活動の効果等を見込んだ上で、市町村が独自に設定することになる。この場合、分別収集を実施している他の市町村等の収集率が得られる場合には、その排出ルールや収集頻度、周知の度合いなどを勘案する必要がある。

## (2)直近年度の収集実績を用いた算定方法

既に分別収集を実施しており、直近年度の実績量が分かる場合、以下の方法により、分別基準適合物等の収集量の見込みを算定することができる。

$$\begin{pmatrix} \text{特定分別基準} \\ \text{適合物等の量} \\ \text{の見込み} \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} \text{直近年度の特定} \\ \text{分別基準適合物} \\ \text{等の収集実績} \end{pmatrix} \times \text{人口変動率}$$

※人口変動率については、開発地区の状況等を適切に把握し、容器包装廃棄物の量に影響しうる人口動態を適切に見込むことが必要である。

### (その他の変動要因による変化率)

収集対象区域が限られていて、段階的に対象区域を拡大する場合には、年度により分別収集対象人口率を考慮して算定する必要がある。市町村全域を対象とする場合には、分別収集対象人口率は100%となる。

さらに工夫が必要となる場合として、ごみ有料化の導入などの排出抑制方策の実施、分別基準適合物等の分別区分の変更、収集頻度の変更、収集方式の変更（ステーション収集から戸別収集への変更）等を行う場合が考えられる。これらの施策を実施する場合にあっては、近隣市町村における先行事例等から、影響度合いを把握しうるのであれば、その変化率を乗じて、算定することが望ましい。

## (3)分別実績がない場合（新たに分別収集を実施する場合）における近隣市町村データ等を用いた算定方法

過去に特定分別基準適合物等の収集実績がない場合には、近隣市町村における収集実績等のデータに基づく以下の方法により、量の算定を行うことができる。

$$\begin{pmatrix} \text{特定分別基準} \\ \text{適合物等の量} \\ \text{の見込み} \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} \text{近似した近隣} \\ \text{市町村の一人当} \\ \text{たり原単位} \end{pmatrix} \times \text{人口} \times \text{人口変動率}$$

また、近隣市町村のデータを活用する際には、分別基準適合物の範囲や、人口構成、他の既に分別収集を実施中の分別基準適合物等の排出傾向等を比較し、最も近似性が高いと考えられるデータを活用する必要がある。

(補完1：モデル地区における収集実績値を基にした推計値の活用)

近隣市町村のデータに基づく算定を補完するため、モデル地区における収集実績値を基にした推計値を用いることが考えられる。潜在的な容器包装廃棄物の量は、ごみ組成分析やモニター調査によって把握することが望ましいが、そのうち、特定分別基準適合物として実際に収集される量は、市町村の分別区分の範囲の違い（例えば、食品の付着したものは分別しない等）や、住民の協力率（分別排出率）によって変動する。したがって、これらの要素が組み込まれるモデル地区における収集実績を基に、一人当たりや世帯当たりの収集原単位を算定し、それに、現在人口及び人口変動率を乗じて、収集量の見込みを算定することが代替手法として考えられる。

$$\begin{pmatrix} \text{特定分別基準} \\ \text{適合物等の量} \\ \text{の見込み} \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} \text{モデル事業} \\ \text{による一人当たり} \\ \text{排出量原単位} \end{pmatrix} \times \text{人口} \times \text{人口変動率}$$

(補完2：ごみ組成分析及びモニター調査に基づく収集量の推計値)

近隣市町村のデータに基づく算定を補完するため、ごみ組成分析及びモニター調査を踏まえて、算定することが考えられる。

上記のように、ごみ組成分析で把握できるのは、潜在的な容器包装量であるため、市町村の分別区分の範囲の違いや、住民の協力率（分別排出率）を考慮する必要がある。また、紙製容器包装やプラスチック製容器包装については、組成分析によっても正確な量を把握することが難しい。

そこで、組成分析とともに、モニター調査を実施し、分別基準適合物等としての排出量を推計することが考えられる。

$$\begin{pmatrix} \text{特定分別基準} \\ \text{適合物等の量} \\ \text{の見込み} \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} \text{組成分析及びモニター} \\ \text{調査による一人当たり} \\ \text{排出量原単位} \end{pmatrix} \times \text{人口} \times \text{人口変動}$$

## 6 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本項では、容器包装廃棄物の分別の区分に従い、分別の実施者について記載する。これらの事項は、表6-1に示すように取りまとめる。

表6-1 分別収集の実施主体（例）

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	市による定期収集	市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	市による定期収集	市
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	住民団体による集団回収、生協・スーパー店頭、公共施設拠点回収	民間業者
	段ボール	段ボール	市による定期収集	市
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市によるスーパー店頭、公共施設拠点回収	市
	(白色発泡スロール製食品トレイ)	白色トレイ		
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	市による定期収集	市

## 7 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

「分別収集の用に供する施設」とは、市町村が容器包装廃棄物を分別収集するために準備、整備、管理する施設であり、排出→収集・運搬→選別・保管等のそれぞれの処理の段階で表7-1に示すようなものがある。

市町村分別収集計画では、分別の区分ごとに整備する施設等を検討した上で表7-2の

例に示すようにまとめる。また、提出する市町村分別収集計画への掲載の必要はないが、計画期間中の施設数、処理能力及び現有施設の状況等についても、表 7-3 に示すように整理し、整備スケジュールを明らかにする必要がある。

表 7-1 処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排出	集積場所	共通集積場所利用
		専用集積場所設置
収集・運搬	収集車両	共通車両利用
		専用車両準備
選別・保管	中継輸送車両	
	リサイクルプラザ	
	リサイクルセンター	
	ストックヤード	
	その他選別施設	

表 7-2 分別収集の用に供する施設整備計画の例

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理	
スチール製容器	缶類	プラスチック コンテナ	パッカー車 多室型分別収集車	リサイクル プラザ (選別・圧縮 施設)	
アルミ製容器					
無色のガラス製 容器		びん類	平ボディ車 ダンプ車 多室型分別収集車		
茶色のガラス製 容器					
その他の ガラス製容器					
飲料用紙製容器		紙パック	網かご	ストック ヤード	
段ボール		段ボール	縛る		
その他の紙製 容器包装		紙製容器包装	袋		
ペットボトル		ペットボトル	袋		
その他のプラス チック製容器包 装		白色トレイ	網かご		
		プラスチック製 容器包装	袋		

表 7-3 分別収集に必要な施設計画の具体例（その1）

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄（現有施設状況）
【排出段階】				
1. 排出容器				
1.1 折り畳み式コンテナボックス	a. 缶類（スチール缶、アルミ缶分別）  b. びん類（無色、茶、その他分別）	(仕様) 材質：樹脂製 容量：40 リットル 数量：収集ステーション1ヶ所当たり 6~12 箱  (整備計画) ・ H○○年度から 2 年間で全域とする ・ H○○ : 40%, H○○ : 100%	市	・ 不燃物として混合収集 ・ H15 年度から 2 年間で分別区分を変更
1.2 透明合成樹脂袋	c. ペットボトル  d. プラスチック製容器包装	(仕様) 材質：樹脂製 容量：60 リットル, 90 リットル  (整備計画) ・ ペットボトル用の収集袋は現在使用の可燃ごみ用収集袋を利用 ・ H○○年度から全域収集 ・ H○○ : 100%  (整備計画) ・ プラスチック製容器包装用の収集袋は現在使用の可燃ごみ用収集袋を利用 ・ H○○年度から収集 ・ H○○ : 40%, H○○ : 80% H○○ : 100%	市  市	・ ペットボトルとして収集  ・ プラスチック製容器包装として収集
2. 集積場所	a. ~ d.	従来の集積場所の利用	専任指導員	容器包装廃棄物の排出方法が定着するまで指導

表 7-3 分別収集に必要な施設計画の具体例（その2）

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様(形状、形式、能力、数量等)及び整備計画	管理主体等	参考欄(現有施設状況)
【運搬段階】				
1.専用車両				
1.1 缶類収集用リサイクルパッカー車	a.缶類(スチール缶、アルミ缶分別)	(仕様) 型式:最大積算量2,600kg ボディ容量6m <sup>3</sup> 2室分割、かき込み式 後方ダンプ排出(別々) 数量:4台  (整備計画) ・H○○:2台, H○○:4台 (累計)	市	・不燃物としてダンプ車により一括収集 ・H15年度から専用車両で収集開始 ・H15年度から専用車両で全域収集
1.2 びん収集用リサイクルパッカー車	b.びん類(無色、茶色、その他の分別)	(仕様) 型式:最大積算量2,750kg ボディ容量8m <sup>3</sup> 3室分割、かき込み式 後方ダンプ排出(別々) 数量:4台  (整備計画) ・H○○:2台, H○○:4台 (累計)	市	・同上
1.3 ペットボトル収集用リサイクルパッカー車	c.ペットボトル	(仕様) 型式:最大積算量2,600kg ボディ容量8m <sup>3</sup> 数量:1台  (整備計画) H○○:1台	市	・ペットボトルとしてパッカー車で収集 ・H15年度から専用車両で全域収集

1.4 プラスチック 製容器包装収 集用リサイク ルパッcker車	d. プラスチ ック製容器 包装	(仕様) 型式：最大積算量 2,600 kg ボディ容量 8 m <sup>3</sup> 数量：5 台  (整備計画) H○○ : 2 台, H○○ : 4 台, H○ ○ : 5 台 (累計)	市	・プラスチック製 容器包装として パッcker車で収 集 ・H15 年度から專 用車両で全域収 集
---	------------------------	--	---	---

表 7-3 分別収集に必要な施設計画の具体例（その3）

施設の種別	対象とする 容器包装廃 棄物等の種 類、量等	施設等の仕様（形状、形式、能力、 数量等）及び整備計画	管理 主体 等	参考欄 (現有施設状況)
【中間処理 段階】				
1.再生施設				
1.1 リサイクルプ ラザ		(整備計画) H○○年度から供用開始	市	
①選別・圧縮 設備	a.缶類（アル ミニ缶、スチ ール缶分 別）	(仕様) 主要機器：ベルトコンベア、 磁選機、アルミニ選別機 圧縮機 能力：20t / 5h (アルミニ: 3t, スチール: 17t)	市	・不燃ごみ処理施 設（処理対象物： 粗大ごみ、びん、 缶、不燃物など； 処理能力：50t/5h ；整備年度：H12 年度）
	b.びん類（無 色、茶色、 その他の分 別）	(仕様) 主要機器：ベルトコンベア手選別 能力：20t / 5h	市	・同上
	c.ペットボ トル	(仕様) 主要機器：圧縮減容機 能力：0.5t / h	市	・H15 年度から稼 働

	d. プラスチック製容器 包装	(仕様) 主要機器：圧縮減容機 能力：1t / h	市	・同上
1.2 ストックヤード		(仕様) 形状：上屋付きストックヤード ストックスペース： $20m \times 40m = 800m^2$ (整備年度) H○○年度から供用開始	市	・同上

## 8 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）の施行により、その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項の記載は任意となったが、市町村分別収集計画は、市町村における一般廃棄物の排出抑制、減量化計画の一環として、容器包装廃棄物に関し策定するものであるため、市町村が実施する他の施策との整合をとることが必要である。また、市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進め、市町村分別収集計画を実効あるものとするため、廃棄物減量等推進審議会、廃棄物減量等推進員、容器包装廃棄物排出抑制推進員等の制度を活用して、分別収集計画の具体策に関する意見等を各機関から求めることが考えられる。

さらに、分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うことにより、適切な分別収集計画の策定やその精度向上を図ることが必要である。

# III 資料

### III. 資料

資料 1 容器包装に関する基本的な考え方

資料 2-1 廃棄物全体に占める容器包装の素材別割合（湿重量%）

資料 2-2 廃棄物全体に占める容器包装の素材別割合（容積%）

資料 2-3 容器包装廃棄物の素材別割合（湿重量%）

資料 2-4 容器包装廃棄物の素材別割合（容積%）

資料 3 素材ごとの分別収集実施の市町村数及び対象人口とその割合

資料 4-1 スチール缶リサイクル協会の主な対応（スチール缶リサイクル協会）

資料 4-2 容器包装リサイクル法への業界の対応について（アルミ缶リサイクル協会）

資料 4-3 飲料用紙容器のリサイクルの促進について（飲料用紙容器リサイクル協議会）

資料 4-4 段ボールリサイクル協議会の概要（段ボールリサイクル協議会）

資料 5 容器包装リサイクル関係団体一覧

## 資料1 容器包装に関する基本的な考え方

平成18年12月

### 1. 趣旨

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第76号）は、平成18年6月15日に公布され、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成18年政令第364号）によって、平成18年12月1日からその一部が施行された。これに伴い、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する「容器包装」の定義が改正されたことから、容器包装に関する基本的な考え方を示すものである。

### 2. 「容器包装」について

法第2条第1項 この法律において「容器包装」とは、商品の容器及び包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものという。

本法の「容器包装」に該当するか否かは、以下の観点から判断される。

- (1) 「容器」又は「包装」に該当するか
- (2) 「商品の容器及び包装」に該当するか
- (3) 「当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」に該当するか

#### (1) 「容器」又は「包装」に該当するか

「容器」又は「包装」に該当するか否かは、基本的には社会通念上、「物を入れ、又は包むもの」といえるか否かにより判断される。また、他の部分と一体となって、「物を入れ、又は包むもの」の一部として使用されるもの（栓、ふた、中仕切り等）も「容器」又は「包装」に該当する。「物を入れ、又は包むもの」の一部として使用されているか否かは、他の部分との物理的な一体性や商品を保護又は固定する機能の有無等の観点から判断される。

<該当しないものの具体例>

①物を入れても包んでもいないもの

- ・焼き鳥の串、アイスキャンデーの棒
- ・ラップフィルムの芯、トイレットペーパーの芯
- ・ラベル（飲料等に付されているシュリンクラベル（商品名等を表示している胴巻き）は該当）、ステッカー、シール（キャップシール、ワイン等の金属製シールを含む。）、テープ類（包んでいると認識されるもの及び袋の口を留めている等、ふたの役割をしているものは該当。）
- ・ひも、バンド（ふたの役割をしているものは該当。）
- ・野菜の結束用テープ、靴下の帯状ラベル
- ・釘、ピン、ホチキスの針
- ・飲料用ストロー
- ・弁当のスプーン、割り箸、お手拭き
- ・能書、説明書（容器の一部として商品の保護固定に用いられているものは該当。）
- ・のし紙（包装紙と兼用のものは該当。）
- ・乾燥剤、脱酸素剤、保冷剤
- ・フック（容器の一部として用いられるものは該当。）

②他の部分と物理的に分離されており、他の部分と一体となって「物を入れ、又は包むもの」の一部として使用されているとは解されないもの

- ・にぎり寿司の中仕切り（緑色のプラスチックフィルム）

③商品が抜かれるとバラバラになってしまい、段ボール箱等と一体となって「物を入れ、又は包むもの」の形状を構成しているとは解されないもの

- ・比較的小型の発泡スチロール製又は紙製の緩衝材等で、多数段ボール箱等に詰めることにより商品との空間を埋めるもの

<該当するものの具体例>

①容器の栓、ふた、キャップ、中ぶた、シール状のふた等（通常、他の部分と一体となって、商品を保護する機能を有すると考えられることから該当。）

- ・P E Tボトルのキャップ、ガラスびんの王冠
- ・金属缶のタブ（飲み口部分のもの）、缶詰のタブ（口全体のもの）
- ・カレー粉の缶のふた、贈答用海苔の缶のふた
- ・デコレーションケーキの箱のふた、贈答用紙箱の上ぶた
- ・名刺ケースのふた
- ・カップ焼きそばのふた、カップラーメンのふた、プリンのふた
- ・エアゾール缶のオーバーキャップ、ノズル
- ・ホームサイズシャンプー等に付属するポンプ部分
- ・住宅用洗剤等に付属するトリガー（引き金式のノズル）部分
- ・食パン等の袋の口を留めるための留め具
- ・液状化粧品ボトルの中ぶた
- ・テニスボールケースの中ぶた
- ・チューブ入り調味料の口のシール
- ・紙パックストロー挿入口のシール

②中仕切り、台紙等（通常、他の部分と一体となって、商品を保護又は固定する機能を有していることから該当。）

- ・菓子用、贈答用箱中の台紙、中仕切り、上げ底、合紙
- ・部品用の型枠
- ・クレヨンケースの中敷
- ・消臭剤、芳香剤等のケースを組み込んだ台紙
- ・容器に入れられたワイシャツの襟部分を固定するサポーター、内側の紙
- ・容器に入れられた靴の型くずれを防ぐための紙製又はプラスチック製の詰め物
- ・パック等に入ったいちご等の露出面を覆ったフィルム
- ・缶ビール6缶を束ねるケーシング（プラスチック製器具）
- ・食品トレーとともに用いられる吸水シート
- ・コンビニエンスストア等で販売される弁当に用いられる透明のプラスチックフィルム
- ・バター等の表面を覆った紙製フィルム
- ・ブリストーパックの台紙
- ・蒸し饅頭の敷き紙

③発泡スチロール製又は紙製の緩衝材等（他の部分との一体性や商品を保護又は固定するための機能の有無等に応じて判断。）

- ・立方体状、板状であって、商品を保護又は固定するために段ボール箱等と一緒にして使用され、「物を入れ、又は包むもの」の形状を構成していると解されるもの
- ・シート状であって、商品全体を包むのに要する最低面積の1／2を越えているもの（「物を包むもの」とあると解される。）
- ・果物等に使われるネット状のもの（「物を入れ、又は包むもの」とあると解される。ネット状の包装については、ネットの空間部分を含む面積を当該包装の面積とする。）

## （2）「商品の容器及び包装」に該当するか

「商品の容器及び包装」、すなわち「商品」を入れ、又は包むための「容器」又は「包装」に該当するか否かは、

- ① 入れられるもの又は包まれるもの（以下「中身」という。）が「商品」であるか否か、
- ② その「容器」又は「包装」が、それと同時に提供される「商品」を入れ、又は包むためのもの（中身の商品と一体性を有するもの）であるか否かといった観点から判断される。

また、飲料パックのストローの袋など中身が「商品」の一部と解されるものである場合も、「商品の容器及び包装」に該当する。

さらに、中身の商品との一体性を有するものとは、一般的に、その中身の商品を入れるためにだけに提供される「容器」又は「包装」であり、例えば、ある中身の商品を入れるために提供されるマイバッグは、そのマイバッグの提供を受けた者により他の中身の商品を入れるために繰り返し使用されるものであるため、その中身の商品との一体性を有するものには該当しない。

なお、改正後の法においては、有償で提供される「容器」又は「包装」であっても、

それと同時に購入される商品を入れ、又は包むためのもの、すなわち中身の商品と一体性を有するものとして提供される場合には、「商品の容器及び包装」に含まれることが明示された。

＜該当しないものの具体例＞

①中身が商品（の一部）でないもの

- ・手紙やダイレクトメールを入れた封筒
- ・景品、賞品、試供品（表示等により明確に通常の商品と分けられるもの）を入れている、又は包んでいる「容器」又は「包装」
- ・家庭において物を入れ、又は包むために使用される「容器」又は「包装」
- ・有価証券（商品券・ビール券等）を入れた袋又は箱
- ・切符、郵便切手、入場券、テレfononカード等の役務（サービス）の化体した証券を入れる袋
- ・金融機関等で配布される現金を入れる袋
- ・クリーニングの袋
- ・宅配便の「容器」又は「包装」（通信販売において使用される「容器」又は「包装」は該当）
- ・クレジット会社の会報等を入れた封筒
- ・ビデオ、CDのレンタルの際に使用される袋
- ・フィルムのネガを入れた袋
- ・病院内で提供される薬袋

②中身の商品と一体性を有しないもの

- ・かばん、マイバッグ（買い物かごの形状のものを含む。同時に販売する商品を入れるためだけではなく、その容器又は包装の購入者が別に用意したものや別に購入する商品を入れるためのもの）

＜該当するものの具体例＞

①中身が商品（の一部）であるもの

- ・飲料パックのストローの袋
- ・弁当のスプーンの袋、割り箸の袋、お手拭きの袋
- ・能書、説明書、保証書の袋

②中身の商品と一体性を有するもの

- ・中身の商品の販売時にその商品を入れるために提供するレジ袋や紙袋等（その販売する商品を入れるために有償で提供するレジ袋や紙袋等も該当）

(3) 「当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」に該当するか

「当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」に該当するか否かは、一般的に、

- ① 中身の商品が費消され、又は中身の商品と分離される場合が想定され、
- ② その場合に当該商品の購入者にとって当該「容器」又は「包装」が不要になるか否か、

という観点から判断される。

また、不要になるか否かは、持ち運びや保管時の安全、品質保持等に支障を来すか否か等の観点から判断される。

＜該当しないものの具体例＞

①通常、商品の一部であるため費消又は分離されることが想定されないもの

- ・ボールペンの軸
- ・日本人形のガラスケース、ボトルシップのボトル
- ・硬プラスチック製の植木鉢〔皿を含む〕
- ・紅茶等のティーバッグ
- ・乾燥剤、脱酸素剤、保冷剤を直接入れた個袋
- ・付箋紙の台紙
- ・カレンダーの台紙
- ・消火器
- ・使い捨てライター
- ・レンズ付きフィルムの本体
- ・薬、薬用酒等に添付されている計量カップ
- ・洗剤等に添付されている計量カップ

②通常、持ち運びに支障を来すため分離しても不要にならないもの

- ・コンパクト・ディスク、ミニディスク、カセットテープの紙製又はプラスチック製のケース
- ・楽器、カメラ等のケース
- ・テニスラケットのケース
- ・電動工具のケース
- ・積木箱

③通常、保管時の安全や品質保持等に支障を来すため分離しても不要にならないもの

- ・複数冊のポケット式アルバムをまとめて入れるケース
- ・書籍の外カバー
- ・着物ケース
- ・歯磨きのトラベルセットや化粧品の携帯用ポーチ
- ・ネックレス等の貴金属の保管用ケース
- ・万年筆の保管用ケース
- ・小型家電製品等（シェーバー、ドライヤー等）の収納ケース

＜該当するものの具体例＞

①通常、商品が費消された場合に不要になるもの

- ・ポケットティッシュの個袋
- ・口紅、マスカラ、スティックのり、スティック状のリップクリームの入れ物
- ・飲料、納豆、プリン、ヨーグルト等のマルチパック
- ・目薬の携帯ケース
- ・キャラクターの形をしたシャンプーの容器
- ・キャラクターの絵が描かれたガラスびん等の容器
- ・コピー、レーザープリンターのトナー容器

- ・インスタントカメラのフィルムカートリッジ
  - ・エアゾール缶
  - ・防虫剤、脱臭剤の容器
  - ・病院外の薬局で処方される薬袋
- ②通常、商品と分離された場合に不要になるもの
- ・玩具の空箱
  - ・苗木等販売用の軟プラスチック製鉢
  - ・靴の空箱
  - ・家電製品等の空箱
  - ・背広カバー

### 3. 特定容器について

法第2条第2項 この法律において「特定容器」とは、容器包装のうち、商品の容器（商品の容器自体が有償である場合を含む。）であるものとして主務省令で定めるものをいう。

本法の「特定容器」は「容器包装」のうち主務省令（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成7年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第1号。以下「施行規則」という。）第1条及び別表第1）により定められた形状等に該当するものである。

なお、改正後の法においては、有償で提供される「容器」であっても、それと同時に販売される商品を入れるためのもの、すなわち商品と一体性を有するものとして提供される場合には、「商品の容器」に含まれることが明示された。

「特定容器」が属する容器包装区分に係る「特定分別基準適合物」については、特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者の双方に再商品化義務が課せられる。

＜該当するものの具体例＞

- ・乾電池等のマルチシュリンク
- ・たばこ等のオーバーラップ
- ・ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の集積包装
- ・スーパー・マーケット、コンビニエンスストア、百貨店等において商品の販売時に（その商品を入れるために）提供されるレジ袋や紙袋（それ自体が有償である場合を含む。）
- ・エアゾール製品等のシュリンクパック
- ・カップめん等のシュリンクパック
- ・飲料、乳製品等のマルチシュリンク
- ・飲料等に付されている分離不可能なシュリンクラベルで、「容器」の一部として使用されるもの
- ・ピザの宅配に使用される紙製容器
- ・「容器」に入れられたワイシャツの襟部分を固定するサポーター、内側の紙等
- ・「容器」の中に入れられている靴下に付けられている厚紙及びフック
- ・菓子箱の中で使われている合紙
- ・鮮魚や精肉のトレーに用いられる吸水シート
- ・「容器」の中に入れられ商品を固定している発泡スチロール製の型枠
- ・「容器」の中に入れられ商品を保護しているエアークッション

#### 4. 特定包装について

法第2条第3項 この法律において「特定包装」とは、容器包装のうち、特定容器以外のものをいう。

本法の「特定包装」は「容器包装」のうち「特定容器」以外のものである。

＜該当するものの具体例＞

- ・デパート等の小売段階で商品を包む包装紙（商品の販売時に（その商品を入れるために）提供される有償の包装紙も該当）
- ・生鮮食料品にトレーと同時に用いられるラップフィルム
- ・ハンバーガー、キャラメル、石鹼等の個包装紙
- ・飴等の個包装に用いられる端をひねってある紙やプラスチックフィルム
- ・コンビニエンスストア等で販売される弁当を包むストレッチフィルム
- ・鉛筆や乾電池等に用いられるスリープ（両端開放）状のシュリンクパックやストレッチフィルム
- ・板ガム、チョコレートの胴巻き
- ・缶ビール6缶を束ねるスリープ（両端開放）状の紙
- ・缶詰の紙ラベル（本体容器と分離可能で、缶詰全体を包むのに要する最低面積の1／2を超えるもの。）
- ・家具等の販売の際に使われるエアークッション（容器の中に入れられ商品の保護を目的としているものを除く。）

- ・ペットボトルの分離可能なシュリンクラベル（商品名を表示している胴巻き）

<用語の説明>

- ・**シュリンクパック**  
熱で収縮させたプラスチックフィルムによる容器包装
- ・**マルチシュリンク（パック）：**  
複数商品のシュリンクパック
- ・**集積包装**  
複数商品をシュリンクパック以外の手法で束ねたもの
- ・**ストレッチフィルム**  
手あるいは機械で伸ばし広げて使用されるプラスチックフィルム
- ・**合紙**  
2段3段重ねの商品の間に敷いた紙
- ・**分離可能なシュリンクラベル**  
シュリンクラベルにミシン目を入れる等、消費者が器具等を使用せずに容易に取り外せるもの

## 5. 「分別基準適合物」について

法第2条第6項 この法律において「分別基準適合物」とは、市町村が第8条に規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物のうち、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が市町村の意見を聴いて指定する施設において保管されているもの（有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物を除く。）をいう。

本法の「分別基準適合物」は、次の要件を満たすものである。

- (1) 市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物（容器包装が一般廃棄物となったもの）について分別収集をして得られた物のうち、
- (2) 環境省令に規定する分別基準（容器包装廃棄物の分別収集に関する省令（平成7年厚生省令第61号）第2条）に適合するものであって、
- (3) 主務省令に規定する保管施設の設置の基準（施行規則第2条）に適合する施設として主務大臣が市町村の意見を聴いて指定する保管施設において保管されているものであって、
- (4) 「有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物（施行規則第3条）」以外のもの

※施行規則第3条においては、「主として鋼製の容器包装に係る物、主としてアルミニウム製の容器包装に係る物、主として段ボール製の容器包装に係る物及び主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）に係る物」が定められている。

## 6. 「特定分別基準適合物」について

法第2条第7項 この法律において「特定分別基準適合物」とは、主務省令で定める容器包装の区分（以下「容器包装区分」という。）ごとに主務省令で定める分別基準適合物をいう。

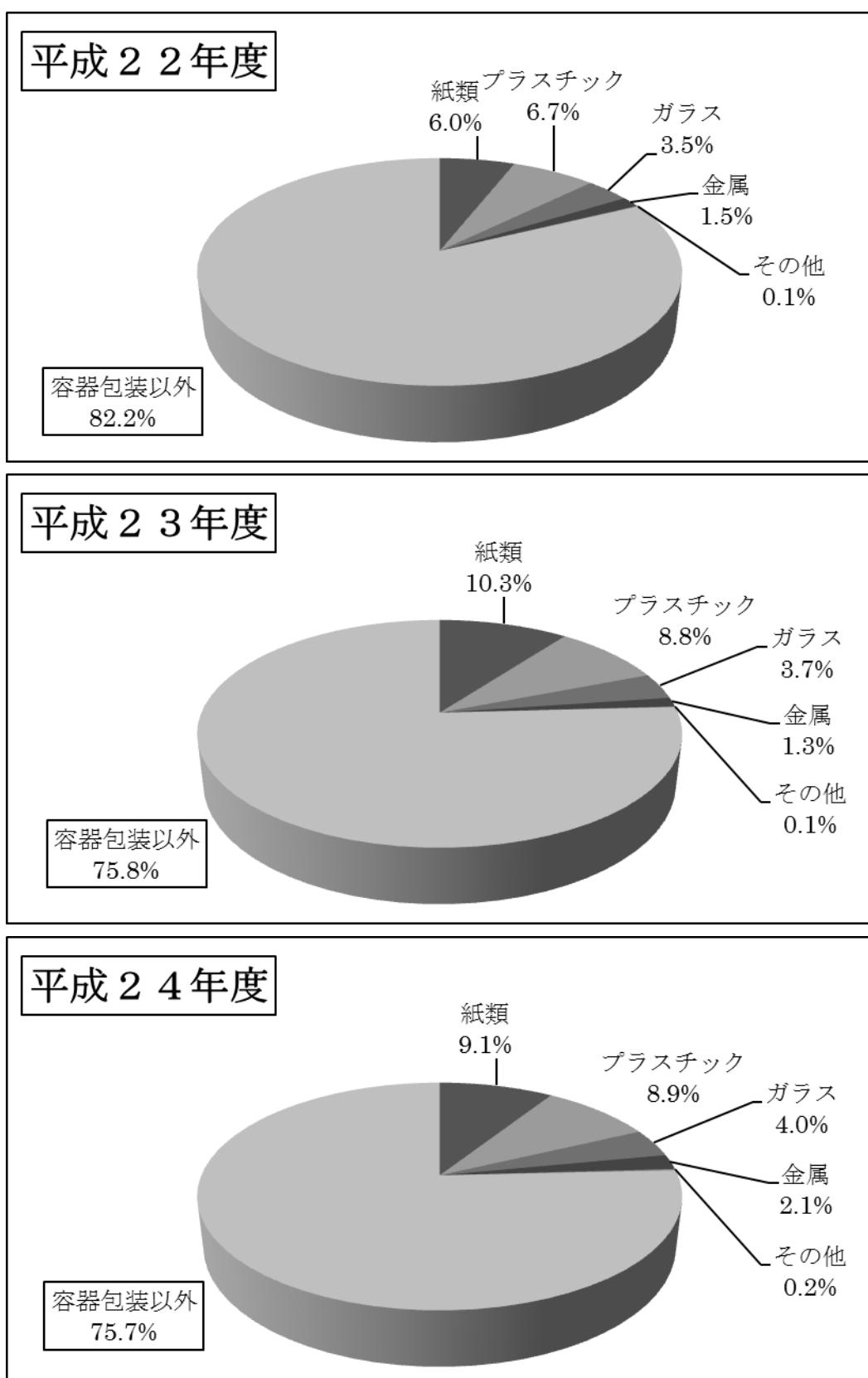
本法の「特定分別基準適合物」とは、主務省令（施行規則第4条）で定める容器包装区分ごとに定められた分別基準適合物をいう。

容器包装区分の分類については、主として何製であるかによることとされており、当該容器包装を構成する素材のうち重量ベースでもっとも主要なものに分類する。

### <具体例>

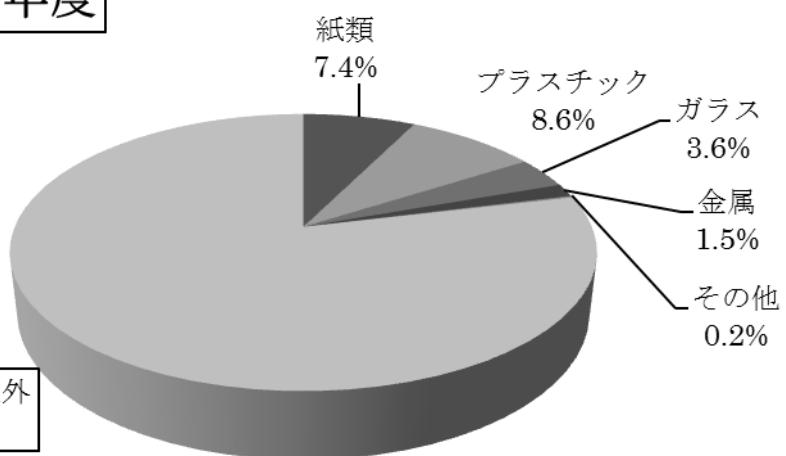
- ・ 全体重量が100gの容器包装においてプラスチック部分が60g、紙部分が40gの複合素材（分離不可能）の場合、当該容器包装は重量が100gのプラスチック製容器包装とする。
- ・ 全体重量が100gの容器包装においてプラスチック部分が30g、紙部分が40g、その他の素材部分が30gの複合素材（分離不可能）の場合、当該容器包装は重量が100gの紙製容器包装とする。

資料 2-1 廃棄物全体に占める容器包装の素材別割合（湿重量%）



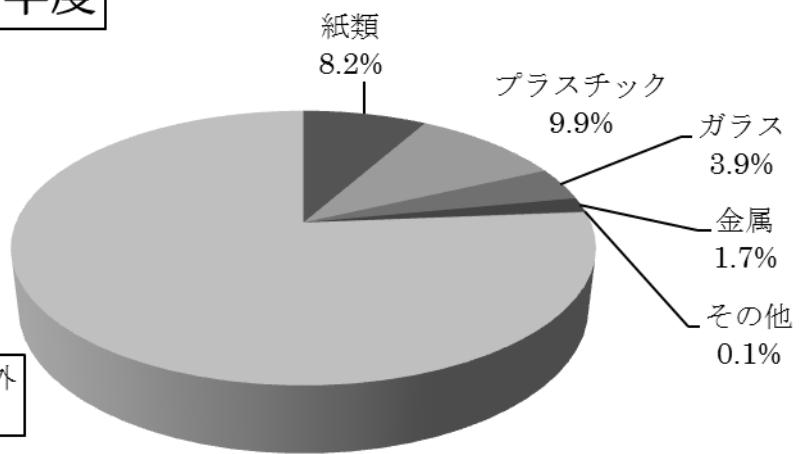
## 平成 25 年度

容器包装以外  
78.7%

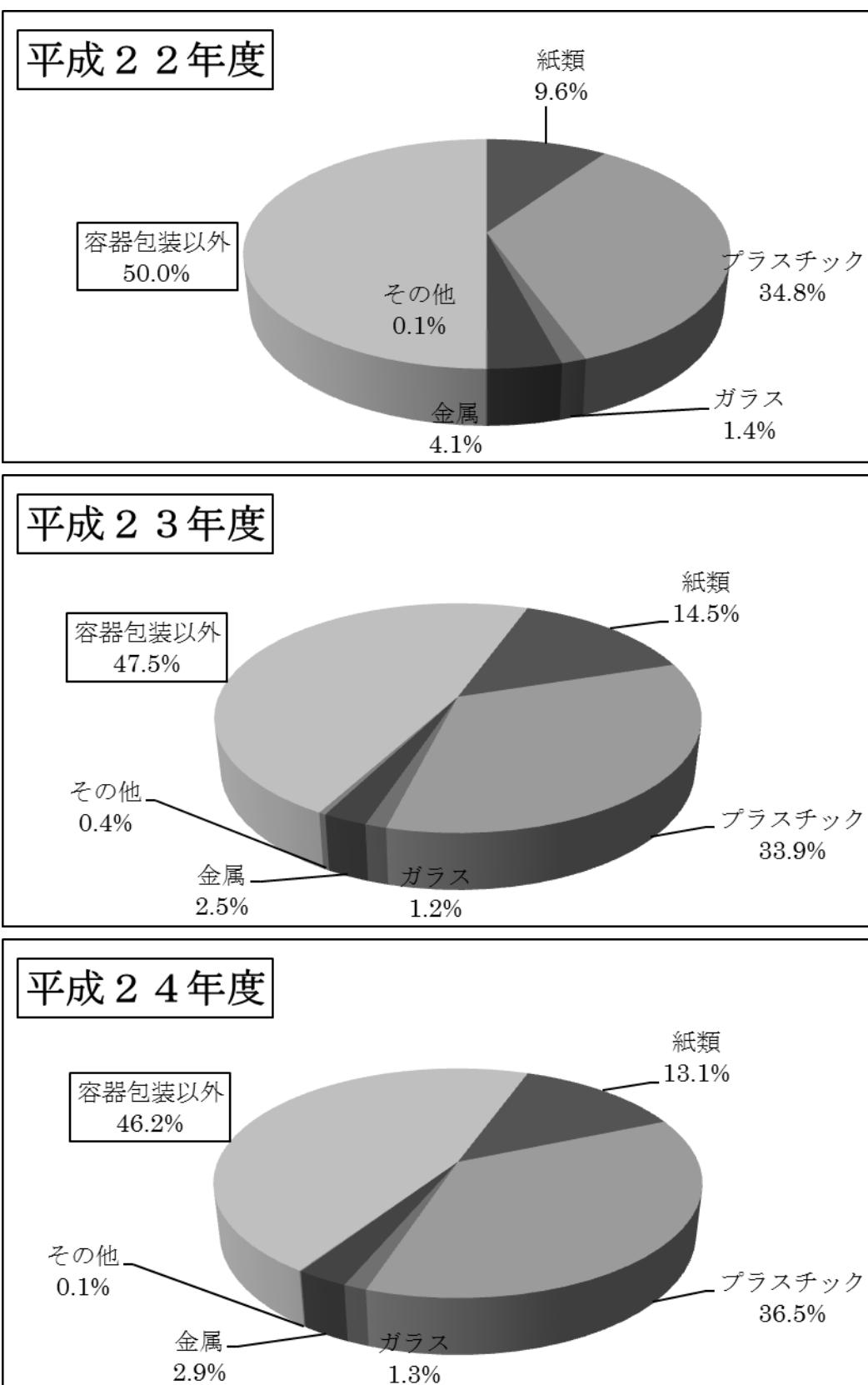


## 平成 26 年度

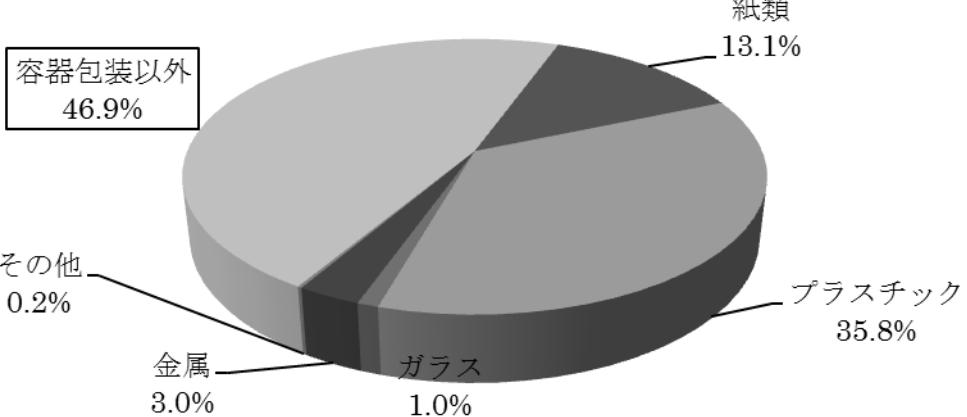
容器包装以外  
76.2%



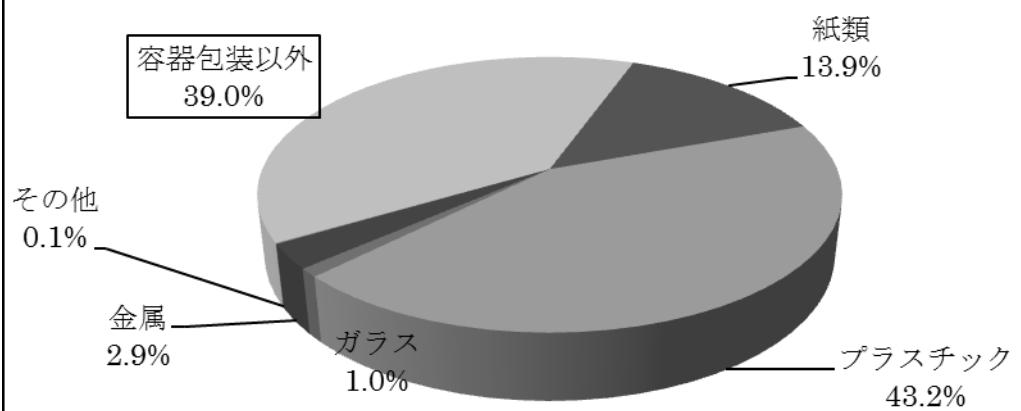
資料 2-2 廃棄物全体に占める容器包装の素材別割合（容積%）



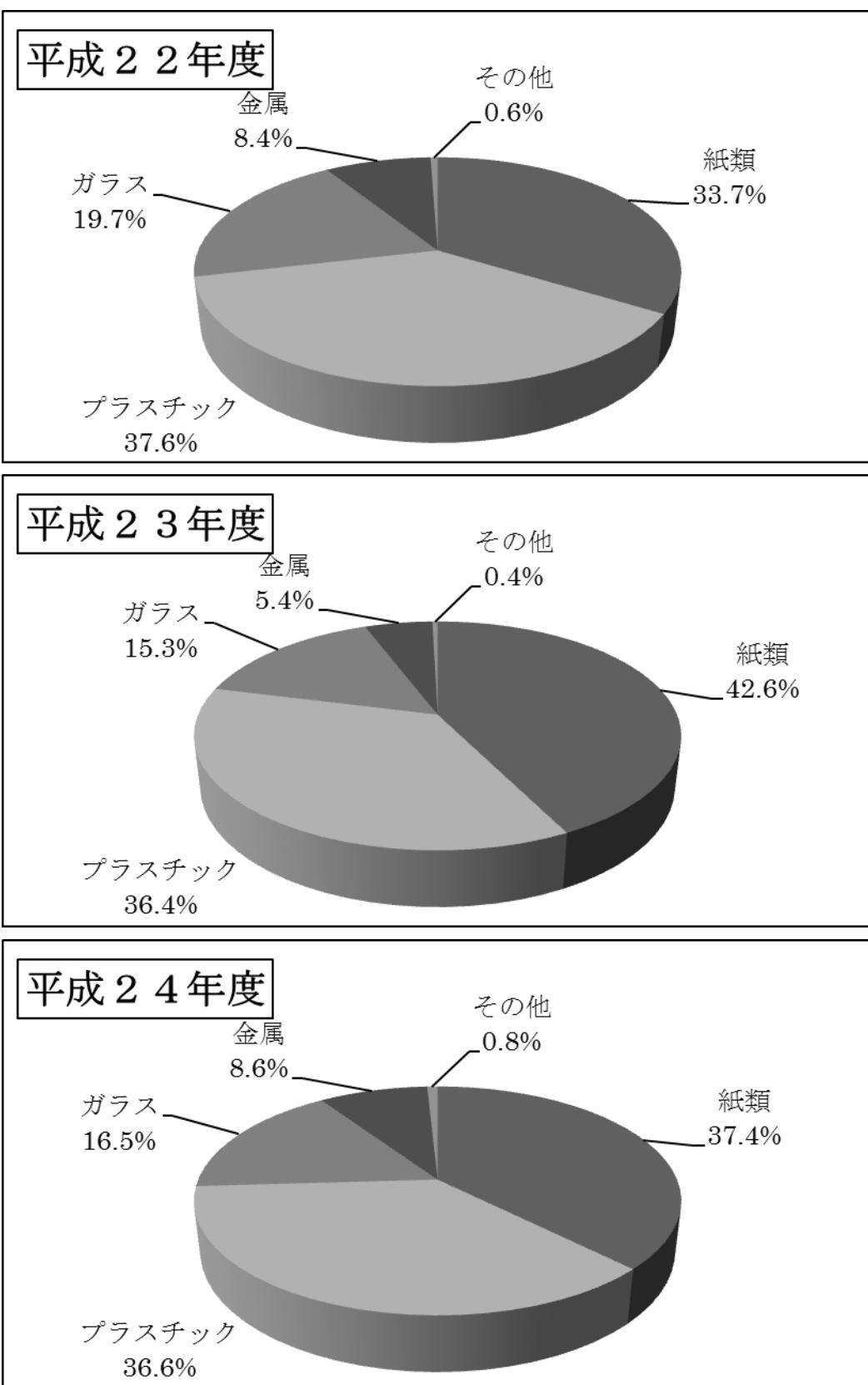
## 平成 25 年度



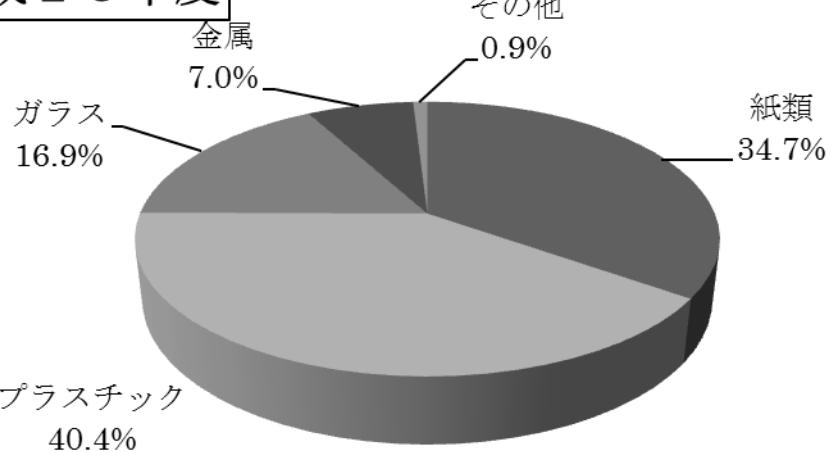
## 平成 26 年度



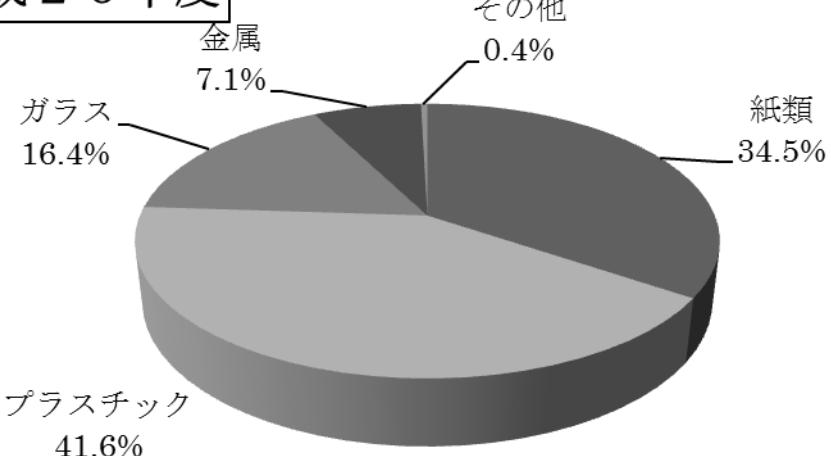
資料 2-3 容器包装廃棄物の素材別割合（湿重量%）



平成 25 年度

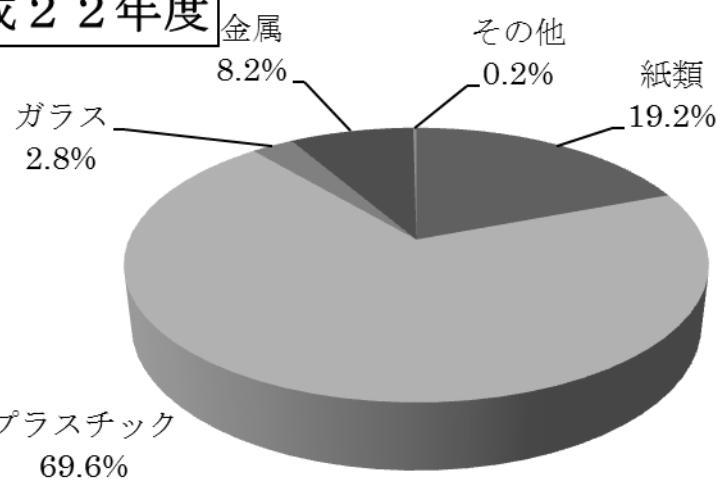


平成 26 年度

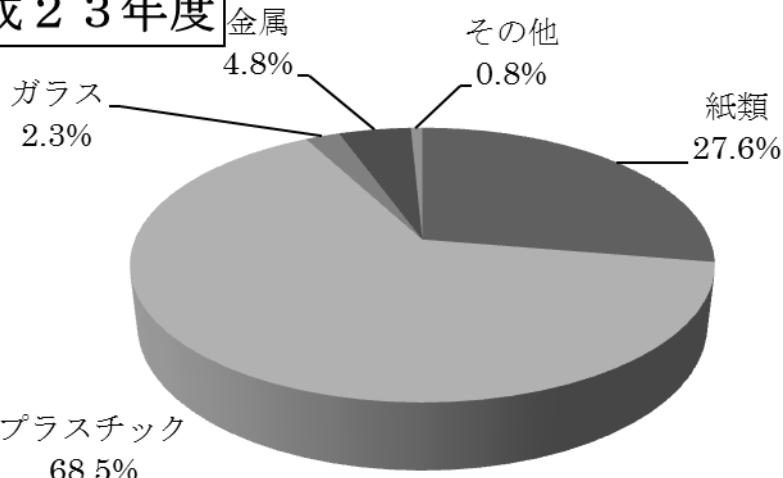


資料 2-4 容器包装廃棄物の素材別割合（容積%）

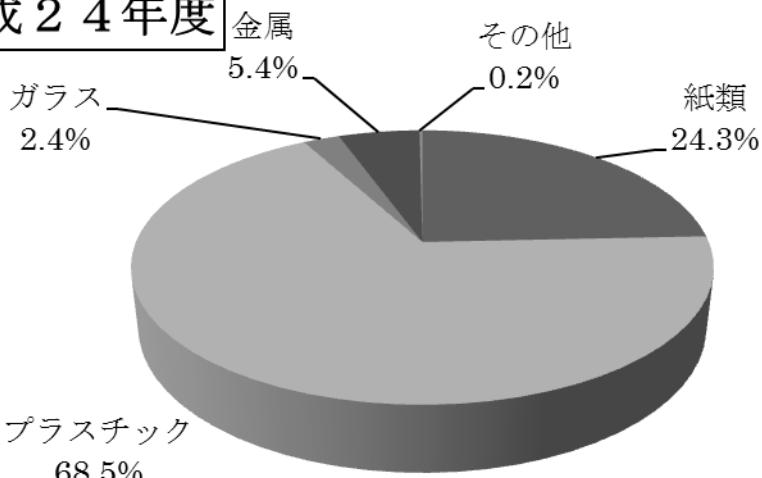
平成 22 年度



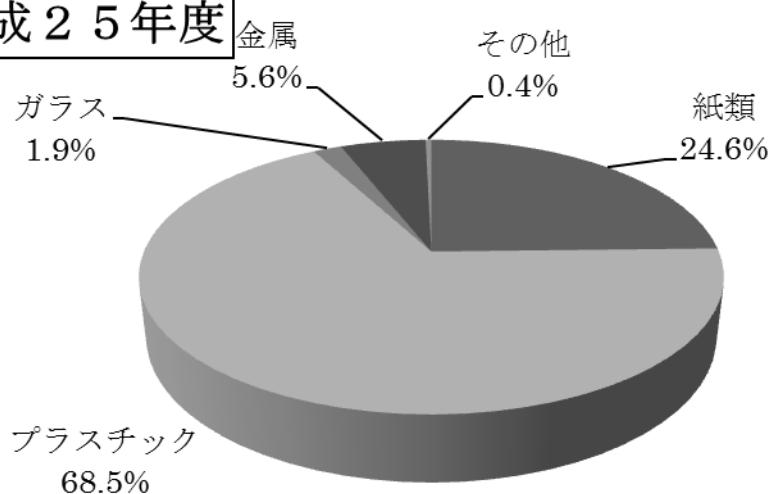
平成 23 年度



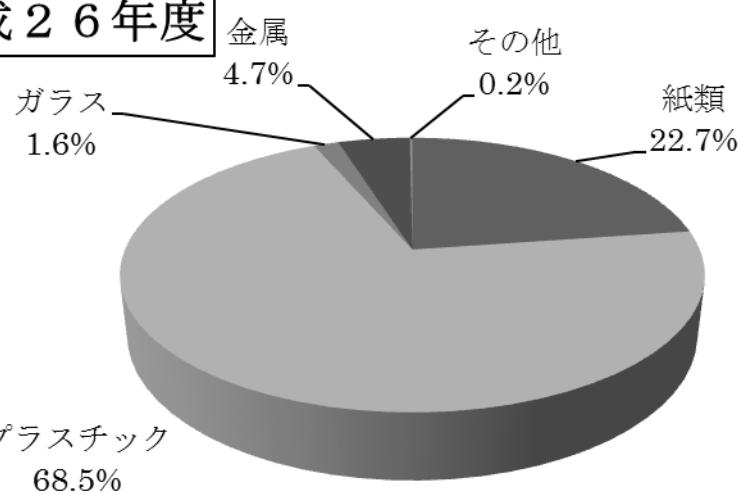
平成 24 年度



**平成 25 年度**



**平成 26 年度**



資料3 素材ごとの分別収集実施の市町村数及び対象人口とその割合

品目名	年度	分別収集実施市町村		分別収集対象人口	
		市町村数	割合(%)	対象人口(万人)	割合(%)
無色のガラス製容器	22	1,660	94.9%	12,654	98.9%
	23	1,639	94.1%	12,590	98.5%
	24	1,635	93.9%	12,536	98.4%
	25	1,634	93.8%	12,546	98.5%
	26	1,640	94.2%	12,519	98.5%
茶色のガラス製容器	22	1,662	95.0%	12,656	98.9%
	23	1,643	94.3%	12,592	98.5%
	24	1,636	93.9%	12,530	98.3%
	25	1,635	93.9%	12,541	98.4%
	26	1,640	94.2%	12,513	98.4%
他の色のガラス製容器	22	1,657	94.7%	12,584	98.3%
	23	1,646	94.5%	12,531	98.0%
	24	1,644	94.4%	12,478	97.9%
	25	1,655	95.0%	12,483	98.0%
	26	1,663	95.5%	12,465	98.0%
紙製容器包装	22	627	35.8%	4,423	34.6%
	23	613	35.2%	4,392	34.4%
	24	612	35.1%	4,317	33.9%
	25	644	37.0%	4,387	34.4%
	26	661	38.0%	4,523	35.6%
ペットボトル	22	1,711	97.8%	12,610	98.5%
	23	1,694	97.2%	12,607	98.6%
	24	1,696	97.4%	12,688	99.6%
	25	1,702	97.7%	12,697	99.7%
	26	1,717	98.6%	12,651	99.5%
プラスチック製容器包装	22	1,303	74.5%	10,705	83.6%
	23	1,293	74.2%	10,585	82.8%
	24	1,307	75.0%	10,886	85.4%
	25	1,312	75.3%	10,519	82.6%
	26	1,295	74.4%	10,847	85.3%
うち白色トレイ	22	505	28.9%	4,584	35.8%
	23	507	29.1%	3,177	24.9%
	24	526	30.2%	3,221	25.3%
	25	520	29.9%	2,855	22.4%
	26	458	26.3%	3,022	23.8%

品目名	年度	分別収集実施市町村		分別収集対象人口	
		市町村数	割合(%)	対象人口(万人)	割合(%)
スチール製容器	22	1,722	98.4%	12,555	98.1%
	23	1,698	97.5%	12,471	97.6%
	24	1,692	97.1%	12,424	97.5%
	25	1,689	97.0%	12,315	96.7%
	26	1,692	97.2%	12,399	97.5%
アルミ製容器	22	1,718	98.2%	12,571	98.2%
	23	1,698	97.5%	12,517	97.9%
	24	1,688	96.9%	12,453	97.7%
	25	1,680	96.4%	12,454	97.7%
	26	1,686	96.8%	12,431	97.8%
段ボール製容器	22	1,583	90.5%	11,749	91.8%
	23	1,561	89.6%	11,225	91.3%
	24	1,558	89.4%	11,880	93.2%
	25	1,556	89.3%	11,910	93.5%
	26	1,563	89.8%	11,876	93.4%
飲料用紙製容器	22	1,357	77.5%	11,254	87.9%
	23	1,314	75.4%	11,668	87.8%
	24	1,308	75.1%	11,212	88.0%
	25	1,304	74.9%	11,016	86.5%
	26	1,301	74.7%	10,886	85.6%

※四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

※「プラスチック製容器包装」とは白色トレイを含むプラスチック製容器包装全体を示す。

※平成 27 年 3 月末時点での全国の総人口は 12,712 万人。

※平成 27 年 3 月末時点での市町村数は 1,741 (東京 23 区を含む)。

## 資料 4-1 スチール缶リサイクル協会の主な対応

2016年1月  
スチール缶リサイクル協会

スチール缶リサイクル協会（以下：当協会）では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（以下：容リ法）の施行以前より、1973年当協会設立以来、使用後のスチール缶の散乱を防止し、リサイクルを推進するための調査・研究、指導及び啓発活動を行うことで、環境の美化を図り社会に貢献してきております。容リ法施行後は、鋼製の容器包装の円滑な取り引き及びリサイクルを確保していくために、業界として、

1. 「分別収集されたもののうち、省令で定める基準に適合するものが一般的に有価で取り引きされる状況にある」ことの裏付けとなる事実関係を継続的に把握する。
2. 本システムが更に有効的に機能するために、当協会として市町村による分別収集の拡大に向けたコンサルティング及び支援事業をボランタリーに継続する。
3. 分別基準及び施設設置基準を満たすものであって、有償又は無償で取り引きされない状況についての可能性を有する状況に係る報告があった場合には、業界として次の各段階において適切な措置を講ずる。

第1段階：逆有償の状況の可能性を有する状況に係る原因の究明、当該状況改善のための市町村に対する助言

第2段階：市町村に対し有償又は無償で引き取る事業者又は受け入れ鉄鋼メーカーに関する情報提供

第3段階：最終的に上記各段階における措置が功を奏さない場合であって、市町村側が逆有償の状況解消の意思を表しているときは、容器素材メーカー又は同メーカーより処理を委託された者による無償による引き取りを用意

以上のような対応を行ってきております。

また自治体並びに事業者等との連携協力のもと、種々の調査・研究、指導及び啓発活動を実施してきた結果、2014年度の全市町村におけるスチール缶の分別収集実施率は96.7%と、ほとんどの自治体で継続して実施されるようになりました。

一方環境配慮設計としてスチール缶は、スクラップ時の質の高級化のため、製造段階時点での材質の研究開発（ブリキからTFSへ：錫の不使用）を行ってきたことより、リサイクル性の質の向上を図ってきております。

事業者として社会貢献のために、継続した使用後のスチール缶の散乱防止並びにリサイクル推進に係る2015年度の連携協力事業活動は、以下の通りです。

1. 調査研究及び情報提供事業として、
  - ① スチール缶スクラップ市況調査及び情報提供
  - ② 全国市区におけるスチール缶スクラップの分別収集・処理・売却状況調査及び情報提供

- ③ リサイクル事業者によるスチール缶スクラップ処理状況調査
- ④ 鉄鋼メーカーによるスチール缶スクラップ受け入れ状況調査及び情報提供
- ⑤ 容器製造メーカーによるスチール缶軽量化推進状況調査及び情報提供
- ⑥ 使用後容器包装の店頭回収・拠点回収状況調査及び情報提供
- ⑦ 「多様な回収セミナー」開催による情報提供：2015年度は東京、名古屋の2か所で開催

## 2. 支援事業として、

- ① 実践的活動（学校回収）を行い、優れた環境教育を実施（計画含む）している小中学校を支援・表彰： 支援・表彰学校数 60校程度、支援総額 600万円以内
- ② 使用後のスチール缶の集団回収を実施する町内会・PTA等への支援・表彰： 支援・表彰団体数 100団体以内、支援総額 250万円以内
- ③ 清掃活動に取り組む地方公共団体・実施団体へのごみ袋（数万枚／年）等の提供
- ④ 全国地域における一斉美化清掃活動に参加協力及び散乱防止啓発広報活動を実施  
期間：1973年～2015年  
実施回数累計：497回、実施か所累計：356か所

## 3. 啓発広報に係る連携協力事業として、

- ① 市民団体・学校等向け、製鉄所等事業所見学会を実施
- ② スチール缶リサイクルポスターコンクールを実施
- ③ 環境イベント等への出展
- ④ 啓発広報ポスターの製作・配布
- ⑤ 環境教育に資する受け入れ授業・出前授業を実施
- ⑥ リサイクル啓発ポスター「生まれ変わって全国で活躍中！」を製作、全国へ配布
- ⑦ 当協会の活動内容や実績を周知理解いただくため記者説明会を実施
- ⑧ 情報提供として、冊子「STEEL CAN AGE」及び「スチール缶リサイクル年次レポート」を発行、全国へ配布
- ⑨ リサイクル啓発用小冊子「リサイクルといえばスチール缶」「よくわかるスチール缶基礎知識」並びにDVD「今日からはじめよう あき缶のリサイクル」「無限リサイクルの秘密」を要望により提供
- ⑩ ホームページによるリサイクルに係る最新情報の随時提供 <http://www.steelcan.jp>
- ⑪ 市民団体・NPO等の要請に基づき、3R推進に係る協力連携・支援等を実施

## 4. 3R推進団体連絡会における容器包装素材関連八団体の共同事業として、

- ① 自治体との連携協働に資するフォーラムの開催
- ② 市民への啓発に資するセミナーの開催
- ③ 地域での3Rを推進する市民リーダーの育成
- ④ 自主行動計画実施結果のフォローアップ
- ⑤ 次期第三次自主行動計画策定
- ⑥ 環境展への出展

⑦ 広報（HP、啓発冊子等）

種々の連携協力事業についてのご質問・ご意見・ご要望等ありましたら、スチール缶リサイクル協会まで気軽にお問い合わせをお願いいたします。

## 資料 4-2 容器包装リサイクル法への業界の対応について

平成 27 年 1 月

アルミ缶リサイクル協会

平成 18 年 6 月 15 日に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の見直し(改正容器包装リサイクル法)が公布されました。全市町村におけるアルミ製容器包装の分別収集実施率は 96.4% (平成 25 年度) と引き続き高い実施状況が維持されています。

同法律(第 2 条第 6 項)では、有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化する必要が無いものとして、主務省令(同法律の施行規則 第 3 条)で定めるものの 1 つにアルミニウム製の容器包装が指定されています。

当協会としては上記省令を受け、分別基準及び保管施設の設置の基準を満たすアルミニウム製の容器包装について、その円滑な取引及びリサイクルの実施を確保するため、全国各地に回収活動に協力いただけける拠点の登録を呼びかけ、一般消費者や回収ボランティアなどから回収品の引取り先の問合せがあった場合、最寄の回収拠点(全国で約 1600 カ所の登録)を紹介し、リサイクルルートが円滑に機能するよう支援しております。

また、以下の内容を、分別収集・保管を行なう上での留意点として一般消費者、回収ボランティア等にお願いしております。

① 使用済みアルミ缶の再生需要先の確保(缶から缶へのリサイクル: CAN-TO-CAN)とスクラップ価値を高めるため、缶プレスの中にエアゾール容器、はく容器、チューブ等を混入させないでください。

- 中味が残留しているエアゾール容器が混入していると回収する際、回収者が爆発等によりけがをする危険があり、また、アルミニウム二次合金メーカーでは、炉に直接投入した場合、爆発事故に繋がる危険もあります。又エアゾール容器の頭部に使われているスチール、スプリングが、再生地金の品質を下げます。分別収集段階で、エアゾール容器とアルミ缶を分別して収集して下さい。
- はく容器・チューブ等はアルミ缶に比べ薄いため、再溶解の過程でアルミの回収ができません。分別収集段階では、はく製品・チューブはアルミ缶と分別して収集して下さい。

② タブは取り外さないで缶に付けたままリサイクルにして下さい。

- 当協会に、「アルミ缶のタブを集めると車椅子がもらえる」と聞いていますが、どこに連絡すればよいですか?」というお問い合わせが多くあります。1990 年代からタブの散乱公害の対策として、飲み口を開けた後もタブが缶から取れないタイプのタブが普及しました。以来、当協会では「アルミ缶はタブもいっしょにリサイクル」をお願いする一方、タブを引きちぎる際に怪我をする危険性もあることから、タブだけの収集はお奨めしておりません。

③ アルミボトル缶は必ずキャップをはずし、本体とも軽く水洗いし、よく水分を切ったうえ、

ボトル缶本体とキャップと一緒にリサイクルに出してください。

■キャップが締まった状態ですと、内容物が残留しているかどうかわかりません。残留物がある場合、二次合金メーカーで炉内で水蒸気爆発が起き大事故になる危険があります。

④ アルミ缶は、つぶしてリサイクルに出してください。

■但し、自治体での分別回収では、自治体のルールに従って下さい。

⑤ アルミ缶はシュレッドしないで回収してください。

自治体よっては、アルミ缶を含む不燃物を一括収集し、それを減容するためにシュレッド（破碎）し、その後、各々の資源ごとに選別機を使い分別する方法をとっているところがあります。シュレッド（破碎）せずに、アルミ缶のみを選別するようお願いいたします。

■不燃物を一括収集し、減容するためシュレッド（破碎）したうえで非鉄選別機を使用して分別しているケースがありますが、非鉄選別機は、アルミ缶だけでなくアルミ以外の銅、真ちゅう、ステンレス等が混入する恐れがあります。

CAN－TO－CANにとって、たとえ僅かでもこれらの異種金属類を含んだ缶スクラップは引取り価値の低下をまねき、スクラップ市況によっては引取り手のない場合があります。

⑥ アルミ缶、アルミボトル缶にはタバコの吸い殻を入れないでください。

■タバコのフィルターの纖維が、合金メーカーの集じん装置や排気フィルターなどに溜まり、火災の原因となる恐れがあります。アルミ缶等の中にはタバコの吸い殻は入れないようお願いします。

当協会では、アルミ缶のリサイクルをよりご理解頂くための各種イベント用資材を準備しております、市区町村でのイベント、展示などの際にご活用頂いております。

- ・ご提供できる資料（無料）　パンフレット　「アルミ缶リサイクル協会のご案内」  
「アルミ缶が一番」  
「みんなでできるアルミ缶リサイクル」  
ポスター　　（2種類）  
チラシ　　「役立てようもう一度」  
「アルミ缶のタブだけを切り取って集めるのはやめましょう」
- ・貸し出しできる展示用品　　アルミ製品　「ボーキサイト」「アルミナ」「再生地金」  
学習DVD「生まれかわる資源ゴミ（アルミ缶のリサイクル）」

最新の情報はアルミ缶リサイクル協会HP（<http://www.alumi-can.or.jp>）を活用下さい。

## 資料4-3 飲料用紙容器のリサイクルの促進について

平成28年3月  
飲料用紙容器リサイクル協議会

### 1. 趣旨

飲料用紙容器については、これまで市町村やボランティアなどによる回収・リサイクルが進められ、今日ではその活動は全国的な規模に達し、リサイクル推進の大きな力となっています。このような中で、平成7年6月16日に、容積比で約60%、重量比で約25%を占める容器包装廃棄物について、

- ① 消費者が分別出し、
- ② 市町村がそれを分別収集し、
- ③ 事業者が再商品化する。　　というリサイクルシステムを構築するため、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」が公布されました。

飲料用紙容器については、平成7年12月15日に施行された省令により、現状では有償で古紙問屋や再生紙事業者に引き取られていることから、「有償又は無償で譲渡できることが明らかで、再商品化する必要のない物」として定められました。

今後も飲料用紙容器については、市町村が分別収集計画に基づき収集・保管される量の増大が期待されております。

現在、分別収集された飲料用紙容器が、逆有償となるような事態が発生するとは想定しておりませんが、仮にこのような事態が発生した場合には、平成9年4月より当該飲料用紙容器について再商品化するための相談、斡旋及び引取りの用意を行うため、飲料用紙容器利用事業者と飲料用紙容器製造等事業者により飲料用紙容器リサイクル協議会を設立致しました。

なお、ここで対象とする飲料用紙容器は、容器包装リサイクル法で平成9年4月から市町村が分別収集の対象とする「原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く飲料用紙製容器」です。

### 2. 飲料用紙容器リサイクル協議会について

#### (1) 基本的役割

飲料用紙容器の再商品化を目的とする協議会であり、循環型社会の構築に資することを基本的役割とする。

#### (2) 具体的対応

容器包装リサイクル法の市町村分別収集計画に基づき収集された飲料用紙容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）で、分別基準及び保管施設の設置の基準を満たした施設に保管されているものについては、有償又は無償で譲渡できない事態が発生した場合、その当該飲料容器を再商品化するための相談、斡旋及び引取りの用意を行う。

### 3. 紙パックの資源価値を高めるために分別収集を行う上での留意点（お願い）

飲料用紙パックは、主に北米や北欧の針葉樹のバージンパルプを原料としていることから、古紙統計分類上も 模造・色上に位置付けられ、価値の高い古紙として取引されています。しかし、紙パックは出荷量が平成26年度で 199千トンと少なく、分別収集した場合の減量効果も比較的小さいことから、新たな回収システムを構築するよりもできるだけ現状の分別収集システム（店頭回収や集団回収等）を活かした回収システムを構築する方が効果的です。

#### （1）紙パックの分別排出のルール

新聞紙、雑誌、段ボールなど他の古紙類と一緒に排出されると資源価値が低下し、中にはリサイクルされない場合もあります。紙パックは単独で分別排出がルール。

#### （2）分別排出の手順

まずは、紙パックマークを確認、次に「洗って、開いて、乾かして」、まとめて、資源回収に出します。

#### （3）紙パックマークが付いている紙パックはすべてリサイクルへ

1000mlだけでなく、200mlや500mlなどの小型容器も、牛乳パックだけでなく果汁やお茶、コーヒー飲料等の紙パック、お酒の紙パックもリサイクルできます。

#### （4）店頭回収など多様な回収の普及、啓発を

高齢者世帯や単身世帯等の増加は、紙パックの使用量も少なく、分別収集量を低下させる要因となっています。少量でも分別排出できる店頭回収等への啓発が重要です。

### 4. 全国牛乳容器環境協議会の活動

飲料用紙容器のリサイクルについて、関係する主体との連携・協働など具体的な取り組みは、主に全国牛乳容器環境協議会（容環協）が行っています。

容環協は、紙パックの特性や分別の大切さを分かりやすく伝えるリーフレット「紙パックリサイクルほんとのはなし」や、紙パック回収の事例集「紙パックリサイクル全国20事例集」（第4集）、牛乳パックと環境について、小学生向けDVD「牛乳パックン探検隊」等を提供しています。

また、紙パックの回収拠点づくりのため「紙パック回収ボックス」の提供を行っています。

詳しくは、容環協HP(<http://www.yokankyo.jp>)をご覧ください。

### 5. 飲料用紙容器リサイクル協議会の構成

飲料用紙容器リサイクル協議会は、飲料用紙容器に関する次の団体で構成しています。

- ・ 全国牛乳容器環境協議会（飲用牛乳メーカー、飲料用紙容器メーカー）
- ・ 一般社団法人 全国清涼飲料工業会（清涼飲料メーカー）
- ・ 一般社団法人 日本果汁協会（果汁飲料メーカー）
- ・ 一般社団法人 全国発酵乳乳酸菌飲料協会（発酵乳乳酸菌飲料メーカー）
- ・ 印刷工業会 液体カートン部会（飲料用紙容器メーカー）
- ・ 酒類紙製容器包装リサイクル連絡会（酒造メーカー）

## 資料 4-4 段ボールリサイクル協議会の概要

設立：平成 12 年 3 月 7 日

### 事業内容

- ①段ボールの製造、利用、回収、流通及び原料の再商品化に係る者が、綿密な情報交換を行うことにより、段ボールの効率的な利用とリサイクルの推進を図る。
- ②市町村が容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物とした使用済段ボールが、万一、有償又は無償で譲渡できない事態が発生した場合に、それらの段ボールを再商品化するための相談、斡旋などの利用促進を図る。

所在地：〒104-8139 東京都中央区銀座 3-9-11 紙パルプ会館

全国段ボール工業組合連合会内

TEL : 03-3248-4853 FAX : 03-5550-2101 URL : <http://www.danrikyo.jp>

### 会員（平成 27 年 11 月 1 日現在）

- ◇正会員：容器包装リサイクル法で特定事業者と指定された企業で構成する団体。  
全国段ボール工業組合連合会、東日本段ボール工業組合、中日本段ボール工業組合、  
西日本段ボール工業組合、南日本段ボール工業組合、全日本紙器段ボール箱工業組合連合会、  
一般社団法人全国清涼飲料工業会、酒類紙製容器包装リサイクル連絡会、日本生活協同組合  
連合会、公益社団法人日本通信販売協会
- ◇準会員：段ボールのリサイクルに係る企業で構成する団体。  
全国製紙原料商工組合連合会、日本再生資源事業協同組合連合会、日本製紙連合会  
公益財団法人古紙再生促進センター
- ◇賛助会員：本協議会の目的に賛同してその事業を支援しようとする企業及び団体  
(103 社)。

### 役員

会長：大坪 清（全国段ボール工業組合連合会理事長、レンゴー株式会社会長兼社長）  
副会長：羽山 正孝（日本製紙連合会理事長）

### 普及・啓発ツール

- パンフレット 「段ボールはリサイクル」（一般用）、「段ボールリサイクル物語」（児童用）  
ポスター 「段ボールのリサイクルに終わりはありません」  
DVD 「段ボールとリサイクル」  
※パンフレット、ポスターはイベント等に無償提供が可能です。DVDは貸し出しが可能です。

本件に関するお問合せ先：山田 晴康（事務局長）

## 資料5 容器包装リサイクル関係団体一覧

○容器包装リサイクル法第21条第1項に規定する指定法人

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 企画広報部  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル2階  
電話 03(5532)8591/8558 FAX 03(5532)9698  
URL : <http://www.jcpra.or.jp/>

○有償指定されている分別基準適合物（スチール製容器、アルミ製容器、飲料用紙製容器、

段ボール）について、引き取り等の体制を用意している団体  
(スチール製容器)

スチール缶リサイクル協会  
〒104-0061 東京都中央区銀座7-16-3 日鉄木挽ビル1階  
電話 03(5550)9431 FAX 03(5550)9435  
URL : <http://www.steelcan.jp/>

HPより、質問・要望・意見等に問い合わせできるようになっております。

(アルミ製容器)

アルミ缶リサイクル協会  
〒104-0061 東京都中央区銀座4-2-15 塚本素山ビル6階  
電話 03(6228)7764 FAX 03(6228)7769  
URL : <http://www.alumi-can.or.jp/>

(飲料用紙製容器)

飲料用紙容器リサイクル協議会（全国牛乳容器環境協議会）  
〒102-0073 東京都千代田区九段北1-14-19 乳業会館  
電話 03(3264)3903 FAX 03(3261)9176  
URL : <http://www.yokankyo.jp/>

(段ボール)

段ボールリサイクル協議会（全国段ボール工業組合連合会）  
〒104-8139 東京都中央区銀座3-9-11 紙パルプ会館  
電話 03(3248)4853 FAX 03(5550)2101  
URL : <http://www.danrikyo.jp>

○リサイクルに関する総合的な調査研究、情報提供等を行っている団体

公益社団法人全国都市清掃会議

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-3-11 IPB お茶の水 7 階

電話 03 (5804) 6281 FAX 03 (3812) 4731

一般財団法人日本環境衛生センター

〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町 10-6

電話 044(288)4896 FAX 044(299)2294

U R L : <http://www.jesc.or.jp/>

○各種リサイクルの推進を目的として設立されている団体、容器包装廃棄物のリサイクルに關係する業界団体等

(ガラスびん)

ガラスびんリサイクル促進協議会

〒169-0073 東京都新宿区百人町 3-21-16 日本ガラスびん工業センター 1 階

電話 03 (6279) 2577 FAX 03 (3360) 0377

U R L : <http://www.glass-recycle-as.gr.jp/>

(ペットボトル)

P E T ボトルリサイクル推進協議会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 7-16 ニッケイビル 2 階

電話 03 (3662)7591 FAX 03 (5623)2885

U R L : <http://www.petbottle-rec.gr.jp/>

(その他のプラスチック製容器包装)

プラスチック容器包装リサイクル推進協議会

〒105-0003 東京都港区西新橋 1 丁目 22 番 5 号 新橋 TS ビル 5F

電話 03 (3501) 5893 FAX 03 (5521) 9018

U R L : <http://www.pprc.gr.jp/>

(その他の紙製容器包装)

紙製容器包装リサイクル推進協議会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1 - 1 - 2 1 新虎ノ門実業会館 8 階

電話 03 (3501) 6191 FAX 03 (3501) 0203

U R L : <http://www.kami-suisinkyo.org/>

(プラスチック一般)  
一般社団法人プラスチック循環利用協会  
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-7-6 茅場町スクエアビル9階  
電話 03(6855)9175 FAX 03(5643)8447  
URL : <http://www.pwmi.or.jp/>